

公立保育所民間活力導入実施計画

【後期計画】

～公立保育所の役割と必要性を踏まえて～

令和3年3月
土 浦 市

(白紙ページです。)

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画期間	2
3 計画の位置づけ	3
4 対象保育所	3
5 策定体制及び意見聴取	3
第2章 土浦市の保育所等の現状と課題	5
1 保育所等の現状	6
2 施設の現状	10
3 運営費の状況	20
4 土浦市の保育における課題	21
第3章 民間活力導入の進捗・評価・課題の整理	25
1 民間活力導入の進捗状況	26
2 民間活力導入に関わるアンケート調査結果	29
3 民間活力導入の評価及び課題	32
第4章 公立保育所の役割・必要性の検討	35
1 公立保育所の役割	36
2 公立保育所の必要性	41
第5章 民間活力導入の基本的な考え方等	45
1 民間活力導入の意義	46
2 対象保育所と移管時期	46
3 民間活力導入の具体的な手順	47
4 民間活力導入の手法	50
5 民間活力を導入する際の条件	52
第6章 移管対象外保育所の継続方法の検討	55
1 公立保育所の継続における課題及び対応	56
資料編	59

(白紙ページです。)

第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子育てをめぐる現状には、急速な少子化の進行や子育ての孤立感と負担感の増加、待機児童問題などの課題があります。これらの課題の解決と、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を目指して、平成 24 年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年度からスタートしました。

本市においても、「子どもの笑顔があふれるまち 土浦」をキャッチフレーズに「2015 つちうらこどもプラン(土浦市子ども・子育て支援事業計画)」を策定、さらに、第2期計画として「子ども自身の育ちを支える」、「子育て家庭を支える」、「地域全体で子育てを支える」の3つの基本理念に基づく「2020 つちうらこどもプラン」を策定しています。

このような中、公立保育所の見直しについては、平成 26 年度に民間活力導入も含めた多様な保育所運営の方策について「土浦市公立保育所のあり方検討委員会」から、今後の本市の保育のあるべき姿についてご提言をいただきました。

この提言を受け、子どもの最善の利益を考慮した上で、限られた財源、人材等を有効活用することが、本市の保育及び子ども・子育て施策等をさらに充実させるためにも不可欠であると考え、人口減少・少子高齢化社会を見据えた今後 10 年間の公立保育所の民間活力導入等を進めるため、平成 28 年3月に「土浦市公立保育所民間活力導入実施計画」を策定いたしました。

この計画では、対象とする公立保育所を、前期計画(平成 28 年度から令和2年度)と後期計画(令和3年度から令和7年度)に分け、後期計画対象保育所の民間活力導入については、当初から「前期計画の進捗状況・社会経済情勢や保育行政の環境変化等を踏まえて検討する」としておりました。そのため、今回策定する後期計画では、前期計画の実施状況や、現在の社会経済情勢を踏まえた上で、今後の公立保育所の役割と必要性及び民間活力導入の必要性について再考し、市の考え方を明確に示します。その上で前期計画に基づき実施中の事業と併せて、土浦市の子どもたちのより良い保育環境を目指していくものとします。

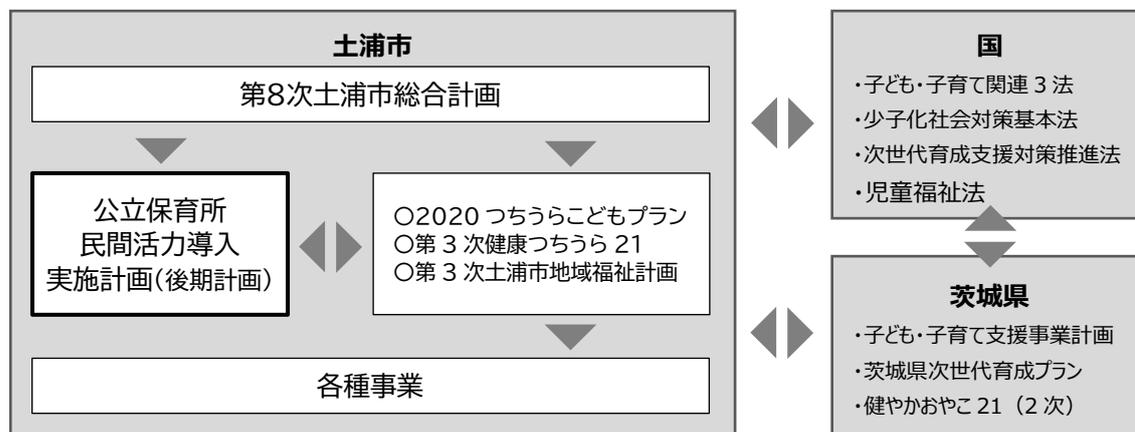
2 計画期間

本計画の計画期間は、平成 28 年度から令和7年度までの 10 年間とします。また、平成 28 年度から令和2年度までの5年間を前期実施計画期間、令和3年度から令和7年度までの5年間を後期実施計画期間とします。

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
前期	実施計画期間									
後期					見直し	実施計画期間				
2015 つちうらこどもプラン→					2020 つちうらこどもプラン→					次期計画

3 計画の位置づけ

本計画は公立保育所への民間活力の導入を図り、保育施策、子育て支援の一層の充実を目指すものです。特に「2020 つちうらこどもプラン」に掲げた目標を実現するための方策の一つとして公立保育所の民間活力導入が位置づけられることから、計画との整合性に留意します。



4 対象保育所

民間活力の導入を検討する対象としては、市内にある10か所すべての公立保育所を対象とします。(後期計画対象の保育所は4か所。)

5 策定体制及び意見聴取

(1) 土浦市公立保育所民間活力導入実施計画(後期計画)策定委員会の開催

学識経験者、教育・保育関係者や公立保育所の保護者代表などで構成される策定委員会を設置し、前期実施計画に基づき実施した民間活力導入後の検証結果を勘案するとともに、今後の社会情勢や幼児教育・保育を取り巻く環境の変化などを踏まえ、後期実施計画を策定するための審議を行い、計画の取りまとめを実施しました。

(2) 保護者及び職員アンケートの実施

前期実施計画に基づき実施した、民間活力導入の結果を検証するため、民営化を実施した4施設(新川・竹ノ入・都和・桜川保育所)の保護者及び民営化を経験した職員に対し、民営化前と後の保育環境等に対するアンケート調査を実施し、後期実施計画策定の基礎資料としました。

(3) パブリック・コメントの実施

広報つちうら、ホームページ等を通じて計画(案)を公表し、市民の意見等を広く求めました。その結果、提出された意見等については策定委員会に諮った上で計画に反映しました。

(白紙ページです。)

第 2 章

土浦市の保育所等の現状と課題

1 保育所等の現状

(1) 保育所等の施設数の推移

本市の公立保育所及び私立保育所は合計で 22 施設となっており、本計画の前期計画に沿って、平成 28 年以降1年ごとに1施設ずつ民間へ移管し、令和2年には公立保育所が6施設、私立保育所が 16 施設となっています。

なお、公立・私立保育所以外に、認定こども園と地域型保育の施設があり、認定こども園は平成 29 年以降 10 施設、地域型保育は平成 30 年以降8施設となっています。これらを合わせると市内の保育施設は 40 施設となっています。(令和2年4月1日時点)

■保育所等施設数の推移

	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)
公立保育所	10	9	8	7	6
私立保育所	12	13	14	15	16
合計	22	22	22	22	22
認定こども園	9	10	10	10	10
地域型保育	4	7	8	8	8
総合計	35	39	40	40	40

資料:こども福祉課資料より作成

■保育所等施設一覧(令和2年4月1日時点)※印は旧公立保育所

施設	保育所名	定員	施設	保育所名	定員	
保育所 (公立)	新生保育所	90	認定こども園	幼保連携型	もみじこども園	100
	荒川沖保育所	90		もみじ第二こども園	90	
	霞ヶ岡保育所	90		まなべすみれ幼稚園	99	
	東崎保育所	120		エンゼルススポーツ幼稚園	50	
	東崎保育所駅前分園	10		土浦聖母幼稚園	10	
	天川保育所	60		中央幼稚園	100	
	神立保育所	120		土浦みどり幼稚園	10	
保育所 (私立)	土浦愛隣会保育所	130	あおば台幼稚園	10		
	めぐみ保育園	90	ひたち学院幼稚園	20		
	白鳥保育園	110	新学幼稚園	90		
	エンゼル・ゆめ保育園	90	キッズマアム	12		
	つくば国際保育園	100	どんぐり保育園	60		
	中央保育園	70	キッズランドなないろ	19		
	高岡保育園	70	キッズルームやまもと	19		
	藤沢保育園	70	サンルーナ託児所	12		
	白帆保育園	110	はっぴー文京園	19		
	あおぞら保育園	80	はっぴー神立園	19		
	愛保育園	30	キッズハウスうみの森	12		
	童話館保育園	70				
	ともっこ保育園※	80				
	中村白百合ナーサリー※	60				
	都和保育園※	110				
桜川保育園※	90					
計	22施設	1,940				
	合計		40施設		2,691	

注1:上記表の定員は、利用定員。

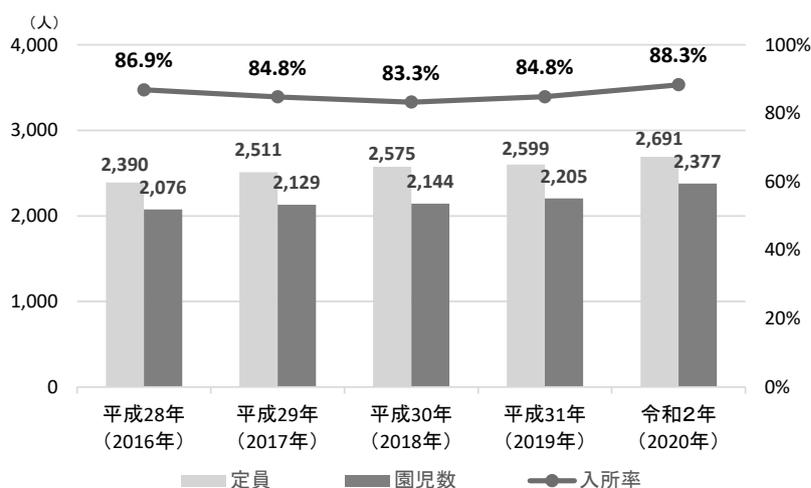
注2:認定こども園の定員は、3号認定(0-2歳・保育), 2号認定(3-5歳・保育)の合計。

(2) 保育所等の定員と園児数の推移

1) 保育所等

市内の公立及び私立保育所、認定こども園(保育)、地域型保育の全定員と全園児数の推移をみると、定員は平成28年の2,390人から令和2年は2,691人と12.6%上昇しています。園児数においても、平成28年の2,076人から令和2年は2,377人と14.5%上昇しています。一方で入所率は、平成28年から平成30年にかけてやや低下していますが、以降上昇し令和2年には88.3%となっています。

■ 保育所等の定員と園児数の推移(各年4月1日時点)

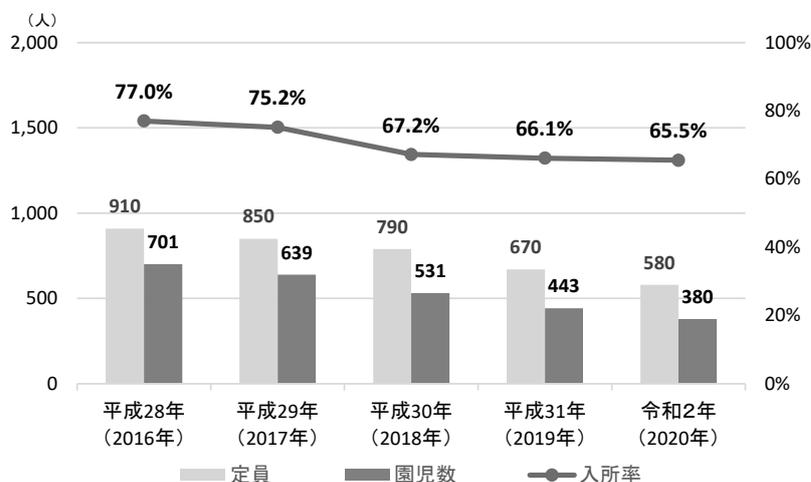


資料:こども福祉課資料より作成

2) 公立保育所

民営化を進めたことにより、定員は平成28年の910人から令和2年は580人と36.3%低下しています。また、園児数においても平成28年の701人から令和2年は380人と45.8%低下しています。入所率は平成28年の77.0%から令和2年は65.5%と11.5ポイント低下しています。

■ 公立保育所の定員と園児数の推移(各年4月1日時点)

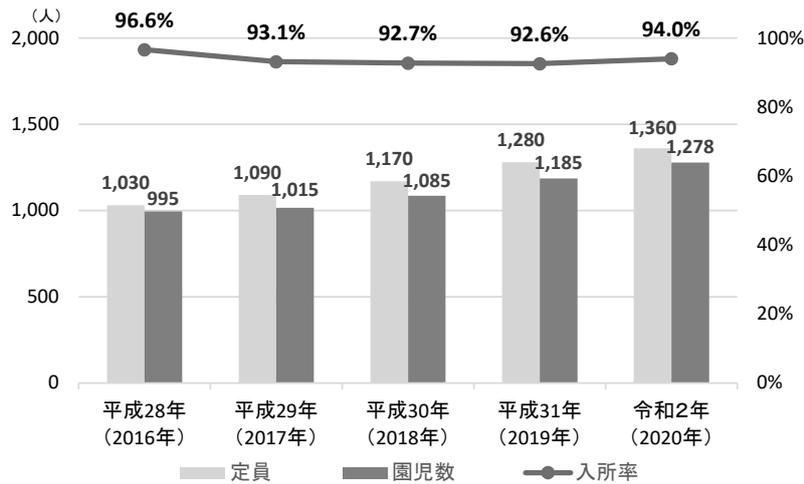


資料:こども福祉課資料より作成

3)私立保育所

定員は平成28年の1,030人から令和2年は1,360人と32.0%上昇しています。また、園児数においても年々増加し、平成28年の995人から令和2年は1,278人と28.4%上昇しています。一方で入所率は、平成28年の96.6%から平成31年の92.6%とやや低下しましたが、令和2年では94.0%となっています。公立保育所と比較すると、私立保育所の方が高くなっています。

■私立保育所の定員と園児数の推移(各年4月1日時点)

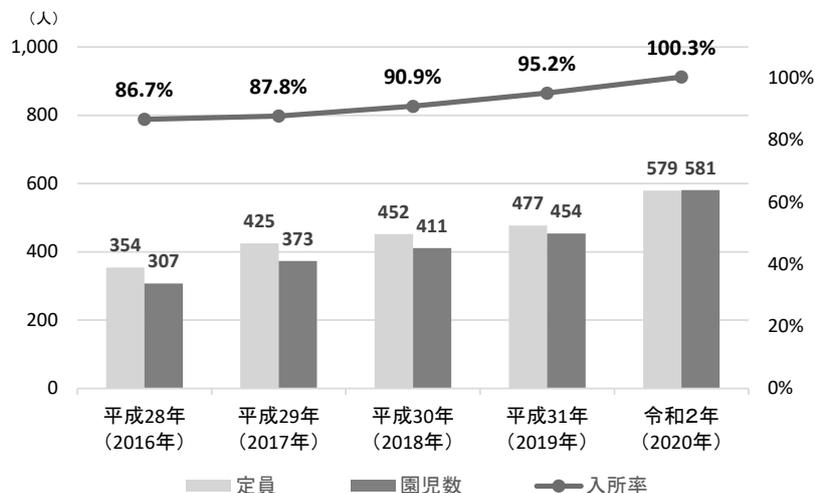


資料:こども福祉課資料より作成

4)認定こども園(保育利用)

認定こども園の3号認定(0-2歳・保育), 2号認定(3-5歳・保育)の定員と園児数についてみると、定員は平成28年の354人から令和2年は579人と63.6%上昇しています。また、園児数においても年々増加し、平成28年の307人から令和2年は581人と89.3%上昇しています。なお、入所率についても年々上昇し、平成28年の86.7%から令和2年では100.3%と13.6ポイント上昇しています。

■認定こども園(保育利用)の定員と園児数の推移(各年4月1日時点)

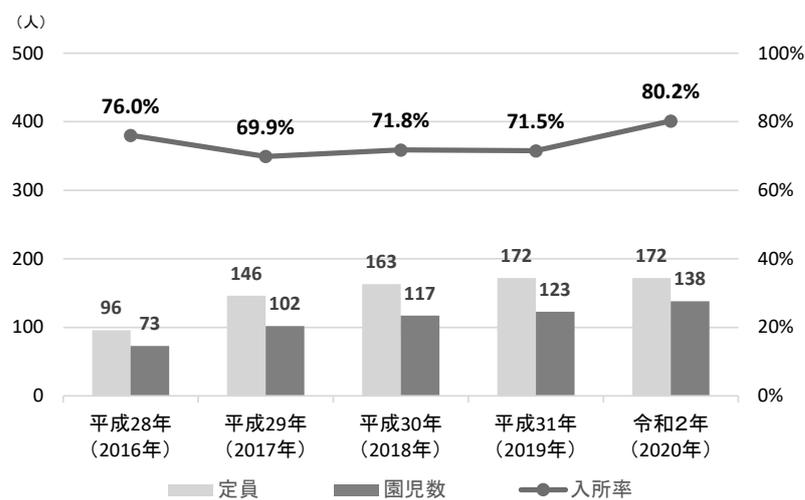


資料:こども福祉課資料より作成

5)地域型保育

定員は平成28年の96人から令和2年は172人と79.2%上昇しています。また、園児数においても年々増加し、平成28年の73人から令和2年は138人と89.0%上昇しています。一方で入所率は、低下・上昇を繰り返しており、過去5年間では平成29年の69.9%が最も低く、令和2年の80.2%が最も高くなっています。

■地域型保育の定員と園児数の推移(各年4月1日時点)



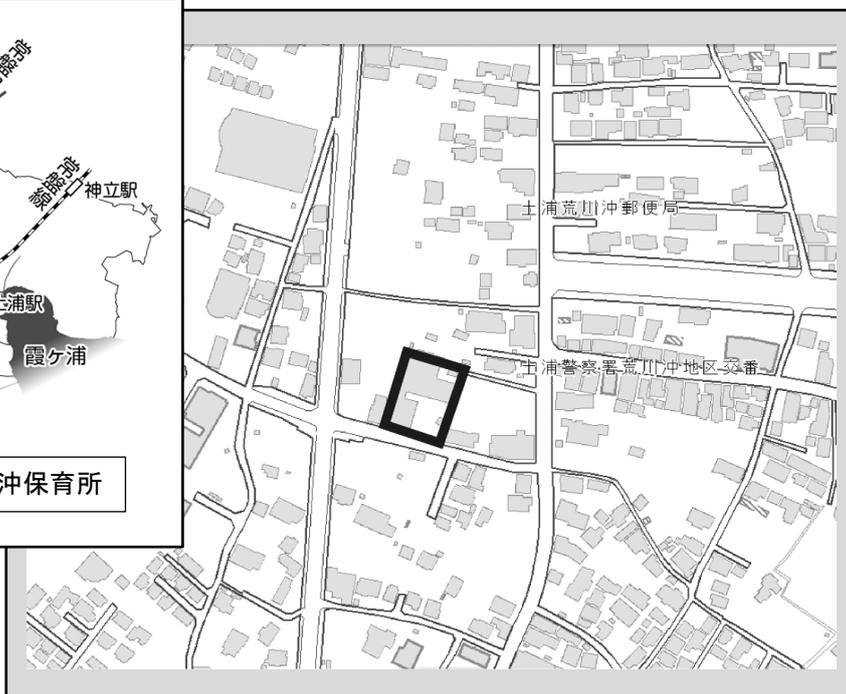
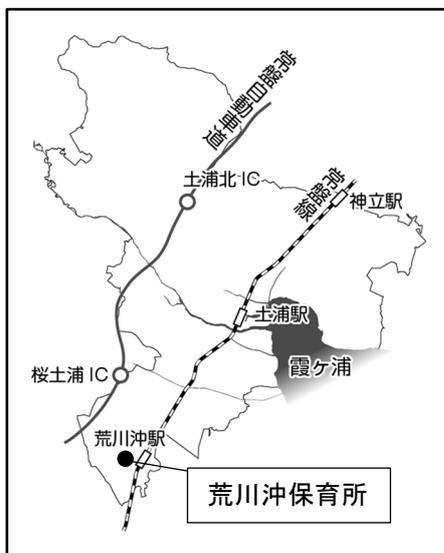
資料:こども福祉課資料より作成

2 施設の現状(後期計画対象4施設)

(1)施設状況

1)荒川沖保育所

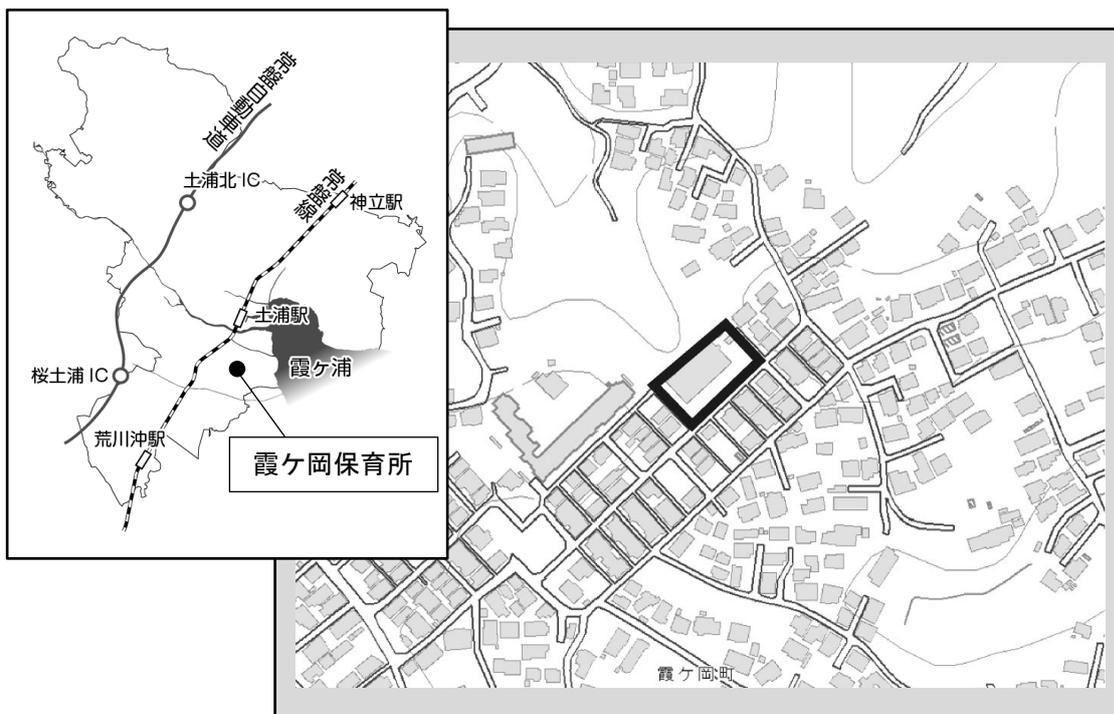
施設・運営状況	
利用状況 (R2年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・定員数 90名 ・入所児童数 70名 <ul style="list-style-type: none"> 〔0歳児 -〕 〔1・2歳児 22名〕 〔3～5歳児 48名〕 ・入所率77.8%
土地・建物等	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数46年と最も古い。 ・敷地すべて、駐車場とも借地。 ・園庭は480.3㎡，園児1人当たり面積は5.3㎡/人で平均の8.5㎡/人を下回る。 ・保育室は9室で最も多く，面積410.8㎡，園児1人当たり4.6㎡/人で平均の3.5㎡/人を上回る。 ・イベント等の地域交流の場となるホールや遊戯室等の園児1人当たり面積は5.0㎡/人で平均の3.3㎡/人を上回る。 ・駐車場は借地で3台分確保されている。
他の保育事業・催しもの	<ul style="list-style-type: none"> ・加配を必要とする児童の保育，一時預かり事業を実施している。 ・地域交流事業は年間25回開催されている。
付近の交通機関・施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川沖駅に近く，1km圏内に私立保育所は立地しない。
その他	なし



施設名称	荒川沖保育所								
住所	荒川沖西2-10-11				認可年月日		昭和27年4月20日		
建築	建築年	昭和49年	築年数	46	年	耐震	H24 遊戯室耐震補強 Is値0.22		
	構造	鉄筋コンクリート2階建							
施設規模等	敷地面積	1,429.00	m ²	延床面積	1,006.35	m ²	野外遊戯場	480.34	m ²
	定員数	90	名	事務室	44.75	m ²	医務室	2.00	m ²
	調理室	44.25	m ²	倉庫・準備室等	/	m ²	会議室・相談室	/	m ²
	更衣室等	/	m ²	遊戯室	163.46	m ²	トイレ	53.00	m ²
	ホール・その他	288.12	m ²	駐車場	3	台			
	保育室	9	室	410.77m ²					
職員配置	総員	24	名	※育休中除く					
	所長	1	名	調理員	1	名	調理補助	3	名
	保育士	6	名	管理員	委託	名	保育補助	2	名
	非常勤保育士	11	名	看護師	/	名			名
保育内容	定員数	入所児童数（令和2年4月1日時点）				※下記は令和元年度実績			
	90	0歳児	/	名	障害児保育(児童数)	7	人		
		1歳児	10	名		延長保育(年間実利用児童数)	28	人	
		2歳児	13	名		一時預かり事業(年間延べ児童数)	95	人	
		3歳児	14	名		相談事業(年間実利用回数)	/	回	
		4歳児	15	名		地域交流事業(年間実利用回数)	25	回	
		5歳児	18	名					
		合計	70	名		地域子育て支援拠点事業	/		

2)霞ヶ岡保育所

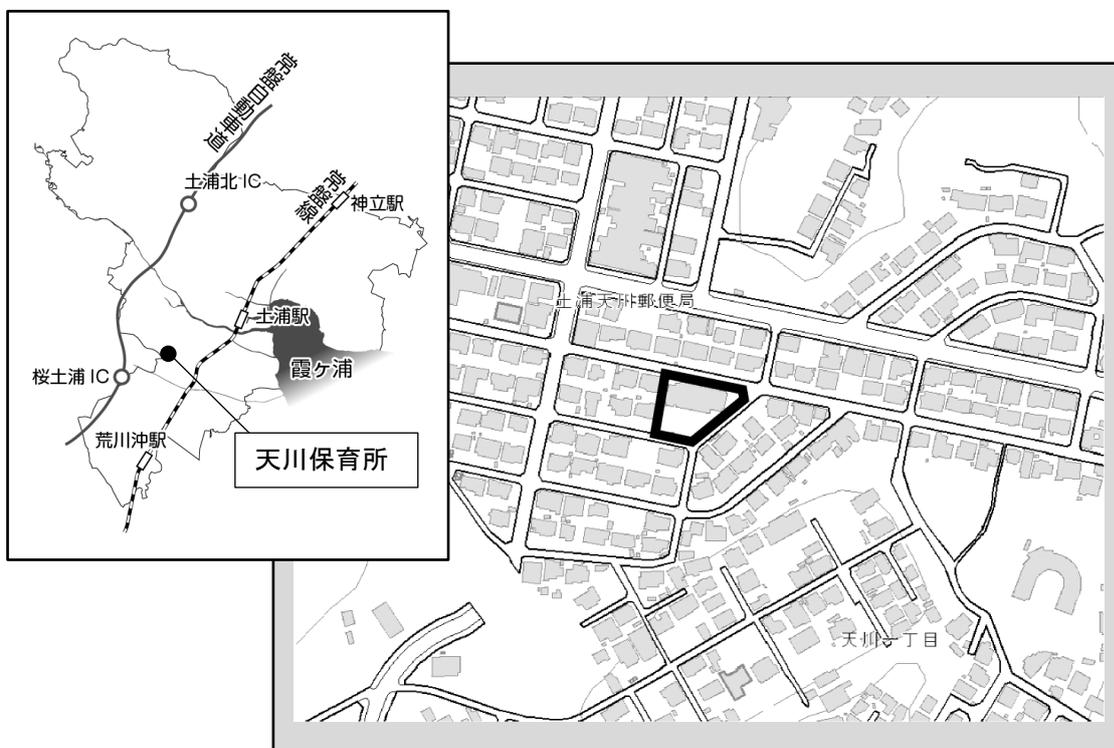
施設・運営状況							
利用状況 (R2年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・定員数 90名 ・入所児童数 66名 <li style="margin-left: 20px;"> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>0歳児</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>22名</td> </tr> <tr> <td>3～5歳児</td> <td>44名</td> </tr> </table> ・入所率73.3% 	0歳児	—	1・2歳児	22名	3～5歳児	44名
0歳児	—						
1・2歳児	22名						
3～5歳児	44名						
土地・建物等	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数40年。 ・敷地，駐車場とも市有地。 ・園庭は1,112.4㎡，園児1人当たり面積は12.4㎡/人で平均の8.5㎡/人を上回る。 ・保育室は6室で，面積279.2㎡，園児1人当たり3.5㎡/人で平均の3.5㎡/人と同等。 ・イベント等の地域交流の場となるホールや遊戯室等の園児1人当たり面積は3.5㎡/人で平均の3.3㎡/人をやや上回る。 ・駐車場は敷地内5台分と借地5台分が確保されている。 						
他の保育事業・催しもの	<ul style="list-style-type: none"> ・加配を必要とする児童の保育を実施している。 ・地域交流事業は年間9回開催されている。 						
付近の交通機関・施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・1km圏内に私立保育所は立地しない。 						
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅団地内で道路が狭く，保護者の送迎時はシルバー人材センターに依頼して交通整理を行っている。 						



施設名称	霞ヶ岡保育所										
住所	霞ヶ岡町13-20					認可年月日		昭和29年6月29日			
建築	建築年	昭和55年	築年数	40	年	耐震	H21耐震診断 Is値0.73				
	構造	鉄筋コンクリート2階建									
施設規模等	敷地面積	1,662.00	m ²	延床面積	721.65	m ²	野外遊戯場	1,112.36	m ²		
	定員数	90	名	事務室	38.98	m ²	医務室	1.02	m ²		
	調理室	37.50	m ²	倉庫・準備室等	/	m ²	会議室・相談室	/	m ²		
	更衣室等	17.95	m ²	遊戯室	96.00	m ²	トイレ	34.40	m ²		
	ホール・その他	216.65	m ²	駐車場	5	台	乳児室	/	m ²		
	保育室	6	室	279.15m ²							
職員配置	総員	23	名	※育休中除く							
	所長	1	名	調理員	1	名	調理補助	2	名		
	保育士	6	名	管理員	1	名	保育補助	2	名		
	非常勤保育士	10	名	看護師	/	名					
保育内容	定員数	入所児童数（令和2年4月1日時点）					※下記は令和元年度実績				
	90	0歳児	/	名	障害児保育(児童数)	6	人				
		1歳児	10	名		延長保育(年間実利用児童数)	14	人			
		2歳児	12	名		一時預かり事業(年間延べ児童数)	/	人			
		3歳児	14	名		相談事業(年間実利用回数)	/	回			
		4歳児	13	名		地域交流事業(年間実利用回数)	10	回			
		5歳児	17	名							
		合計	66	名		地域子育て支援拠点事業	/				

3)天川保育所

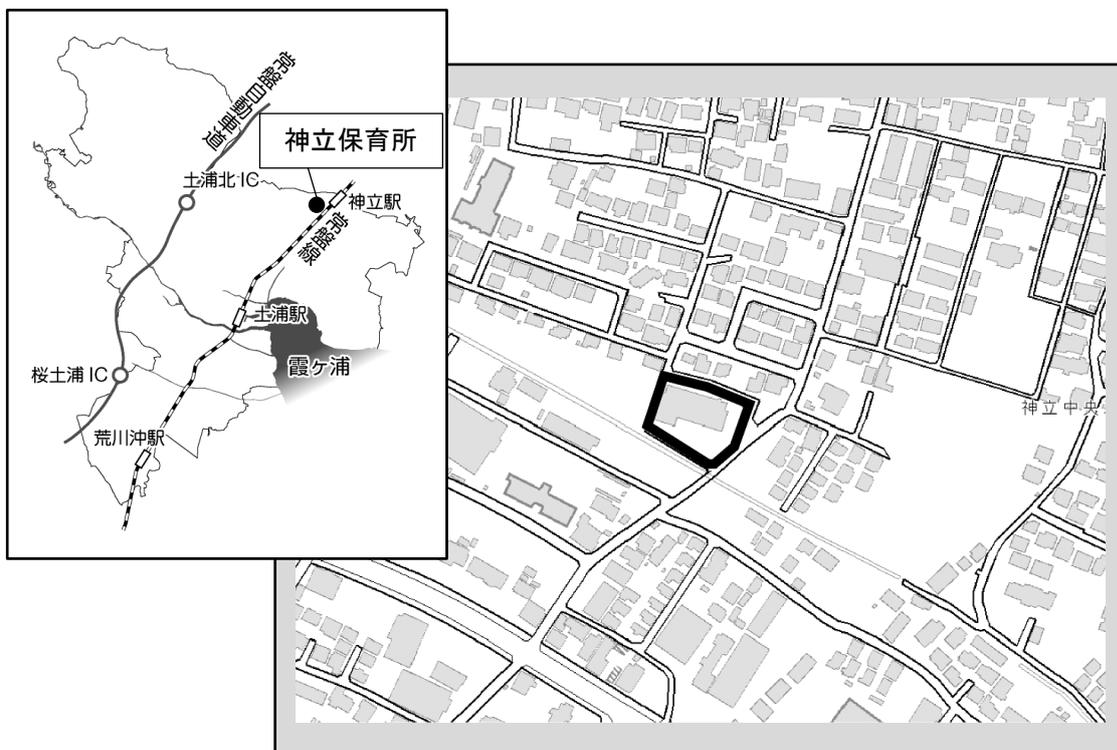
施設・運営状況							
利用状況 (R2年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・定員数 60名 ・入所児童数 60名 <li style="margin-left: 20px;"> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>0歳児</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>1・2歳児</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>3～5歳児</td> <td>40名</td> </tr> </table> ・入所率100% 	0歳児	-	1・2歳児	20名	3～5歳児	40名
0歳児	-						
1・2歳児	20名						
3～5歳児	40名						
土地・建物等	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数29年で、後期計画対象の中で最も新しい施設。 ・敷地は市有地で、駐車場は借地。 ・園庭は579.3㎡、園児1人当たり面積は9.7㎡/人で平均の8.5㎡/人を上回る。 ・保育室は5室で、面積205.0㎡、園児1人当たり3.4㎡/人で平均の3.5㎡/人と同等。 ・イベント等の地域交流の場となるホールや遊戯室は整備されていない。 ・駐車場は借地で5台分確保されている。 						
他の保育事業・催しもの	<ul style="list-style-type: none"> ・加配を必要とする児童の保育等を実施している。 ・地域交流事業は年間17回開催されている。 						
付近の交通機関・施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・1km圏内に私立保育所は立地しない。 						
その他	なし						



施設名称	天川保育所								
住所	天川 1-24-1				認可年月日		昭和 44 年 4 月 1 日		
建築	建築年	平成 3 年	築年数	29	年	耐震	S57 以降建築のため耐震有		
	構造	鉄筋コンクリート1階建							
施設規模等	敷地面積	1,239.00	m ²	延床面積	401.03	m ²	野外遊戯場	579.34	m ²
	定員数	60	名	事務室	35.25	m ²	医務室	2.00	m ²
	調理室	27.70	m ²	倉庫・準備室等	102.00	m ²	会議室・相談室	/	
	更衣室等	3.60	m ²	遊戯室	/		トイレ	25.52	m ²
	ホール・その他	/		駐車場	/		台		
	保育室	5	室	204.96m ²					
職員配置	総員	21	名	※育休中除く					
	所長	1	名	調理員	1	名	調理補助	2	名
	保育士	7	名	管理員	1	名	保育補助	3	名
	非常勤保育士	6	名	看護師	/				名
保育内容	定員数	入所児童数（令和2年4月1日時点）				※下記は令和元年度実績			
	60	0歳児	/		名	障害児保育(児童数)	2	人	
		1歳児	8	名	延長保育(年間実利用児童数)	9	人		
		2歳児	12	名	一時預かり事業(年間延べ児童数)	/			
		3歳児	15	名	相談事業(年間実利用回数)	/			
		4歳児	14	名	地域交流事業(年間実利用回数)	17	回		
		5歳児	11	名					
		合計	60	名	地域子育て支援拠点事業	/			

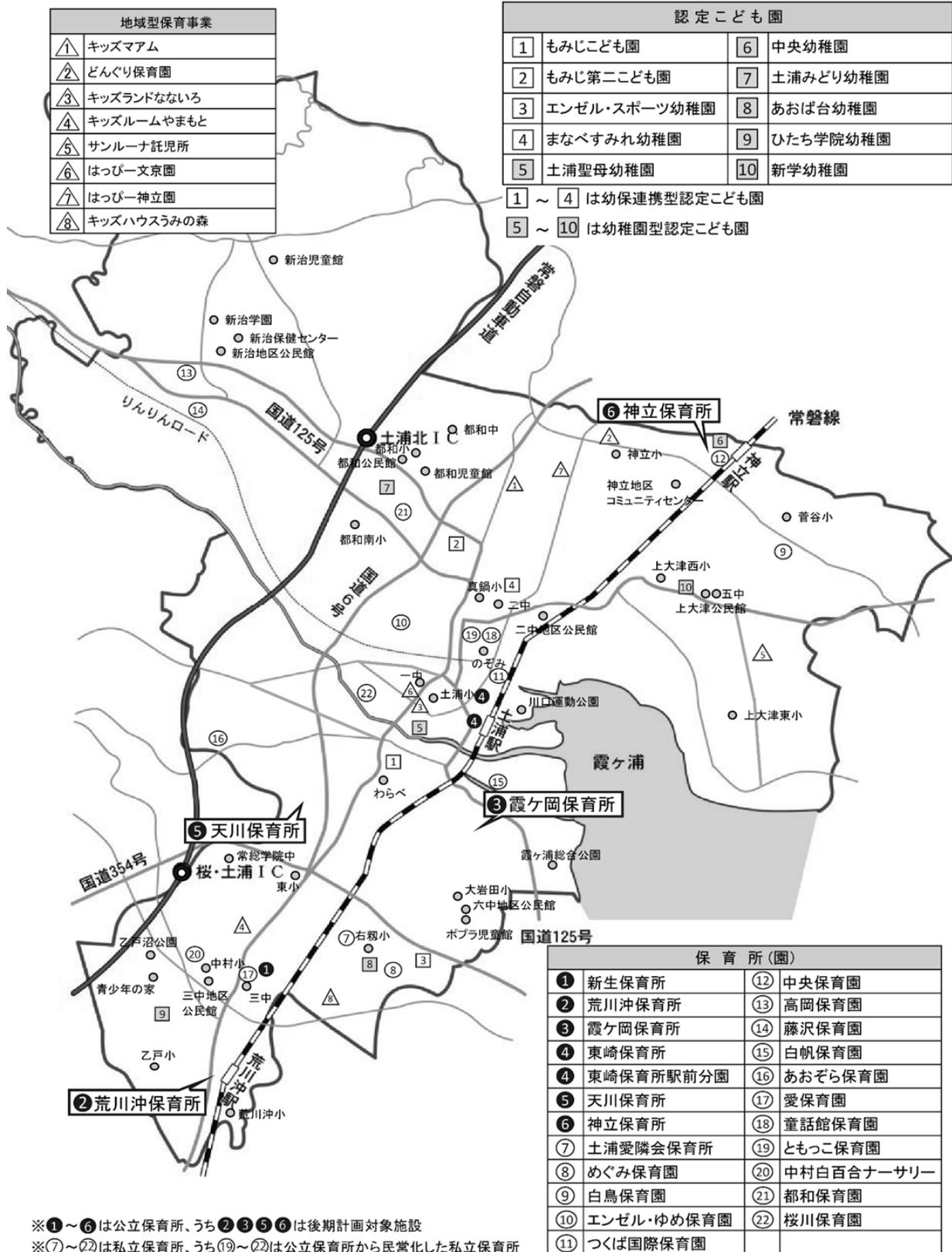
4)神立保育所

施設・運営状況	
利用状況 (R2年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・定員数 120名 ・入所児童数 60名 <li style="margin-left: 20px;">〔 0歳児 2名 〕 <li style="margin-left: 20px;">〔 1・2歳児 21名 〕 <li style="margin-left: 20px;">〔 3～5歳児 37名 〕 ・入所率50.0%
土地・建物等	<ul style="list-style-type: none"> ・築年数43年。 ・敷地は市有地だが、駐車場及び園路として整備された人道橋用地は借地。 ・園庭は793.0㎡，園児1人当たり面積は6.6㎡/人で平均の8.5㎡/人を下回る。 ・保育室は7室で，面積379.2㎡，園児1人当たり3.2㎡/人で平均の3.5㎡/人とはほぼ同等。 ・イベント等の地域交流の場となるホール等の園児1人当たり面積は3.2㎡/人で，平均の3.3㎡/人と同等。 ・駐車場は借地で7台分確保されている。
他の保育事業・催しもの	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳児保育や加配を必要とする児童の保育，一時預かり事業を実施している。 ・地域交流事業は年間6回開催されている。
付近の交通機関・施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・神立駅に近く，1km圏内に私立保育所が立地する。
その他	なし



施設名称	神立保育所								
住所	神立中央 3-8-22				認可年月日		昭和 53 年 3 月 31 日		
建築	建築年	昭和 52 年	築年数	43	年	耐震	H21 耐震診断 Is 値 0.8		
	構造	鉄筋コンクリート2階建							
施設規模等	敷地面積	1,960.00	m ²	延床面積	903.61	m ²	野外遊戯場	793.00	m ²
	定員数	120	名	事務室	47.85	m ²	医務室	0.95	m ²
	調理室	39.48	m ²	倉庫・準備室等	42.60	m ²	会議室・相談室	/	
	更衣室等	15.00	m ²	遊戯室	137.45	m ²	トイレ	42.58	m ²
	ホール・その他	198.48	m ²	駐車場	7	台			
	保育室	7	室	379.22m ²					
職員配置	総員	27	名	※育休中除く					
	所長	1	名	調理員	1	名	調理補助	3	名
	保育士	8	名	管理員	1	名	保育補助	4	名
	非常勤保育士	8	名	非常勤看護師	1	名			名
保育内容	定員数	入所児童数（令和2年4月1日時点）				※下記は令和元年度実績			
	120	0歳児	2	名	障害児保育(児童数)	2	人		
		1歳児	9	名		延長保育(年間実利用児童数)	14	人	
		2歳児	12	名		一時預かり事業(年間延べ児童数)	3	人	
		3歳児	10	名		相談事業(年間実利用回数)	/		
		4歳児	14	名		地域交流事業(年間実利用回数)	6	回	
		5歳児	13	名					
		合計	60	名		地域子育て支援拠点事業	/		

(2)配置の状況



資料:こども福祉課資料より作成

■保育所等の一覧(令和2年4月1日時点)

施設	保育所名	所在地	定員	年齢	
保育所(公立) ※●は後期計画対象	新生保育所	中村南1-24-1	90	産休明け～5歳	
	荒川沖保育所 ●	荒川沖西2-10-11	90	1歳～5歳	
	霞ヶ岡保育所 ●	霞ヶ岡町13-20	90	1歳～5歳	
	東崎保育所	東崎町4-7	120	1歳～5歳	
	東崎保育所駅前分園	大和町9-2ウラビル2	10	1歳～3歳	
	天川保育所 ●	天川1-24-1	60	1歳～5歳	
	神立保育所 ●	神立中央3-8-22	120	産休明け～5歳	
保育所(私立)	土浦愛隣会保育所	右廻1681	130	産休明け～5歳	
	めぐみ保育園	烏山5-2263-8	90	産休明け～5歳	
	白鳥保育園	白鳥町1096-4	110	産休明け～5歳	
	エンゼル・ゆめ保育園	真鍋2-10-23	90	産休明け～5歳	
	つくば国際保育園	東崎町12-21	100	産休明け～5歳	
	中央保育園	神立中央1-10-21	70	産休明け～5歳	
	高岡保育園	高岡2303-4	70	産休明け～5歳	
	藤沢保育園	藤沢1746	70	産休明け～5歳	
	白帆保育園	蓮河原新町8-30	110	産休明け～5歳	
	あおぞら保育園	上高津1800-1	80	産休明け～5歳	
	愛保育園	中村南1-14-11	30	産休明け～2歳	
	童話館保育園	東真鍋町9-28	70	産休明け～5歳	
	ともっこ保育園	真鍋3-7-18	80	産休明け～5歳	
	中村白百合ナーサリー	西根南3-4-46	60	産休明け～5歳	
	都和保育園	並木2-8-4	110	産休明け～5歳	
桜川保育園	田中3-4-5	90	産休明け～5歳		
計	22 施設		1,940		
認定こども園	幼保連携型	もみじこども園	下高津2-10-22	100	満6ヶ月～5歳
		もみじ第二こども園	若松町1-73	90	満6ヶ月～5歳
		まなべすみれ幼稚園	東真鍋町22-11	99	産休明け～5歳
		エンゼルスports幼稚園	烏山5-2039	50	産休明け～5歳
	幼稚園型	土浦聖母幼稚園	大町9-6	10	3歳～5歳
		中央幼稚園	神立中央2-1-18	100	1歳～5歳
		土浦みどり幼稚園	並木4-1-36	10	3歳～5歳
		あおば台幼稚園	右廻2755	10	3歳～5歳
		ひたち学院幼稚園	乙戸1029-1	20	3歳～5歳
		新学幼稚園	手野町4525	90	1歳～5歳
地域型保育	キッズマアム	板谷7-626-11	12	産休明け～2歳	
	どんぐり保育園	神立中央5-11-50	60	産休明け～2歳	
	キッズランドなないろ	大町11-41なないろビル	19	産休明け～2歳	
	キッズルームやまもと	西根南2-1-29	19	産休明け～2歳	
	サンルーナ託児所	おおつ野2-1-1	12	産休明け～2歳	
	はっぴー文京園	文京町4-8	19	産休明け～2歳	
	はっぴー神立園	神立町3721-1	19	産休明け～2歳	
	キッズハウスうみの森	右廻2340-28	12	産休明け～2歳	
合計	40 施設		2,691		

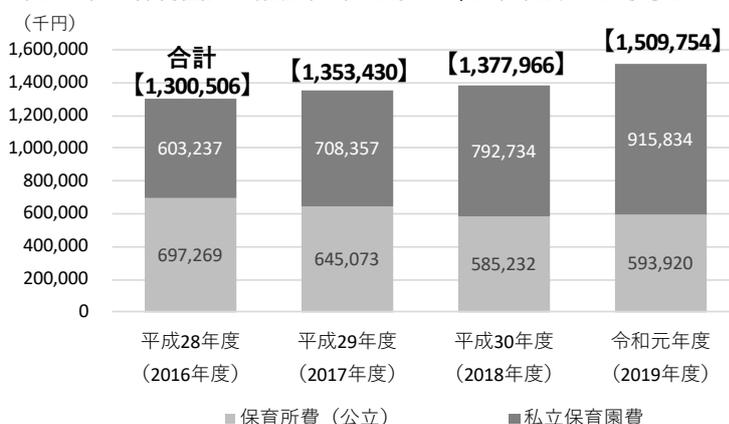
資料:こども福祉課提供資料より作成

3 運営費の状況

(1)年間運営費の現状

市の保育所費(一般財源のみ)についてみると、保育所費(公立)は平成28年度で697,269千円であったのが、民営化により年々減少し、令和元年度では幼児教育・保育無償化の影響でわずかに増えたものの593,920千円と103,349千円減少しています。一方で私立保育園費は平成28年度で603,237千円であったのが、令和元年度では915,834千円と312,597千円増加しています。全体でみると、平成28年度から令和元年度で209,248千円増加しており、民営化を進めている一方で、入所児童数の増加の影響等により市全体の負担額は増加しています。

■保育所費(公立)及び私立保育園費の推移(一般財源のみ、交付税算入は考慮しない)



資料:こども福祉課資料より作成

(2)保育所個別の年間運営費

市内保育所のうち、定員・入所児童数が同規模の公立・私立保育所各1所抽出し、令和元年度の年間運営費(市負担額ベース)の状況を整理すると、以下のとおりとなります。

1 児童あたりの費用を比較すると、公立保育所にかかる費用は41,010円/月、私立保育所では24,329円/月となっており、公立保育所は私立保育所の約1.7倍となっています。

	公立保育所 (定員90名, 入所者76名)	科目	私立保育所 (定員90名, 入所者78名)
歳入	19,812千円	保育料・給食	11,655千円
	—	国・県支出金→	63,167千円
	38,000千円	←地方交付税※	—
	57,812千円	歳入計	74,822千円
歳出	95,213千円	市からの給付費等→	97,594千円
	95,213千円	←保育所費(1所分)	—
	95,213千円	歳出計	97,594千円
	37,401千円	市負担額(歳出—歳入)	22,772千円
	41,010円/月	1児童あたり	24,329円/月

※地方交付税については、令和元年度の実績からの概算で導き出した1施設あたりの推定金額を採用。

4 土浦市の保育における課題

「土浦市公立保育所の運営のあり方調査研究報告書」及び本市の現状を踏まえると、「本市の保育の今後の課題」には、以下のものがあげられます。

(1)「保育所を取り巻く国の制度等」からみた課題

課題1 多様化する保育ニーズへの対応

共働き世帯の増加や、ワークライフバランスの実現に向けた取組（就業形態の多様化等）の影響など社会的環境の変化により、保育ニーズはより高まりを見せています。

具体的には、長時間保育や一時預かり、アレルギー等の特別なケアが必要な子どもへの対応、幅広い教育・学習志向等といった様々な保育ニーズがあり、これらに対応していく必要性などを鑑みると、保育所も柔軟に対応していくべき時期にあります。

課題2 公立保育所の運営費及び施設整備に対する国県負担金廃止の影響

児童福祉法の改正により、平成16年度より市町村が設置する保育所における保育の実施に要する費用について、国・都道府県による負担金が廃止されました。その結果、公立保育所の運営費や施設整備改修費などは、保育料収入や市の一般財源のみで賄うこととなりました。（ただし、一般財源には負担金の廃止により一般財源化された交付税による収入が入ります。）

運営費の負担増については、公立保育所の役割も踏まえつつ、財政負担の軽減をしていく必要があります。

課題3 幼児教育・保育無償化の影響

子ども・子育て支援法の改正により、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を趣旨として、令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まりました。これにより、利用希望者が増加し、入所を希望しても入れない「待機児童問題」が深刻化する可能性があります。また、財源については消費税増税分をあてることとしていますが、保育の潜在的需要が掘り起こされることで、地方の負担が増える可能性があります。

(2)「上位・関連計画から見た保育事業の位置づけ」からみた課題

課題4 上位・関連計画との整合

「第8次土浦市総合計画」(平成 30 年2月策定)、「2020 つちうらこどもプラン」(令和2年3月策定)においては、核家族化や共働き家庭の増加などの社会情勢の変化による保育ニーズの高まりへ対応するため、幼児教育及び保育の提供体制の充実や、すべての家庭が子どもを産み育てやすい支援事業の充実と保育人材の確保など、保育の質の向上に向けた取組を推進しています。

しかしながら、公立保育所運営費の国庫負担金等の廃止による運営費の増加や、保育士の不足などによる保育サービスへの影響が懸念されています。

(3)「土浦市の保育の現状」からみた課題

課題5 公立保育所の入所率の低下

公立保育所の入所率は、7ページのとおり年々低下しており、令和 2 年では65.5%となっています。一方で、私立保育所の入所率は、8ページのとおり過去 5 年間でやや低下がみられたものの、いずれも90%を超えており、公立保育所よりも高くなっています。なお、認定こども園や地域型保育においても、8～9ページのとおり定員・園児数ともに増加しております。

公立保育所の入所率が低い理由としては、0歳児保育の有無や土曜日の開所時間が短いこと、保育士不足、施設の状態(老朽化具合)等といった複合的な要因が考えられます。中でも、保育士不足については、これにより、定員まで受け入れができない施設が多かったり、土曜日の11時間保育が実施できなかったりすることなどが、大きな課題となっています。保育士不足の原因としては、本計画の前期計画の実施に伴い正規職員を平成28年度以降採用していないことや、職員の育児休業の取得に対し代替となる職員を適正に配置できないことが影響しています。また、全国で待機児童が発生したことによって都市間競争が激しくなり、より勤務条件が良い地域に保育士が集まる傾向があることも、原因の一つであると考えられます。ただし、令和2年度末に新生保育所が民営化された後は、ある程度保育士不足は解消される見込みです。それ以外の理由としては、障害やアレルギーなど特別な配慮を要する乳幼児が増加していることもあげられます。

課題6 公立保育所の老朽化

後期計画対象保育所の築年数をみると、4施設中3施設が築年数 40 年を経過しており、施設や設備の修繕等にかかる経費の増加が課題となっています。また、施設整備に対する補助金が廃止されたため、建替えの際には市の財政負担が大きくなることが懸念されます。

課題7 本計画が「子どもの最善の利益」となるための計画であること

保育需要は今後も高い水準で推移することが予測されることから、これに伴い本市の子育て支援の拠点となる保育所の充実が課題となります。

これまでは、公立保育所への民間活力導入を進めていくことが、効率的な保育所の運営に有効であるという考えをもとに、前期計画を実施してきたところですが、後期計画策定に際して、保育の基本原則である「子どもの最善の利益」が守られることを念頭に置いた上で、改めて公立保育所の役割や必要性を再検討する必要があります。

(4)「運営費の状況」からみた課題

課題8 保育所の運営費の増加

本市における公立・私立保育所の費用についてみると、公立保育所の費用である保育所費は年々減少傾向にありますが、私立保育園費は増加しており、全体的にも増加がみられます。これは、入所児童数の増加の影響等によるものであり、入所児童数の増加については、この傾向が当面継続するものと考えられます。

(白紙ページです。)

第3章

民間活力導入の進捗・評価・課題の整理

1 民間活力導入の進捗状況

(1)民間活力導入における進捗状況の整理

民間活力導入の進捗状況を把握するにあたっては、前期計画の「第 5 章 民間活力導入の具体的な内容」の項目に沿って次ページ表に整理しました。

■民間活力導入の進捗状況一覧表

民間活力導入における評価（太枠内）⇒ ◎：予定通り実施 ○：概ね予定通り実施 -：実施せず

民間活力導入の具体的な内容		実施内容等	新川保育所 (移管後：ともっこ保育園)	竹ノ入保育所 (移管後：中村白百合ナリ)	都和保育所 (移管後：都和保育園)	桜川保育所 (移管後：桜川保育園)	新生保育所	東崎保育所
対象保育所の選定方法	場所の特性や各施設の設備・運営状況から選定		前期移管対象施設に選定	前期移管対象施設に選定	前期移管対象施設に選定	前期移管対象施設に選定	前期移管対象施設に選定	前期移管対象施設に選定
移管時期	前期計画 (平成28～令和2年度)		◎ 期間中に実施	◎ 期間中に実施	◎ 期間中に実施	◎ 期間中に実施	◎ 期間中に実施	
移管先の運営主体	候補：社会福祉法人、学校法人、株式会社、特定非営利活動法人(NPO)		◎ 社会福祉法人	◎ 学校法人	◎ 学校法人	◎ 社会福祉法人	◎ 社会福祉法人	
民間活力を導入する保育所の公表	移管前1年程度		◎ 約1年前に公表	◎ 約2年前に公表	◎ 約2年前に公表	◎ 約2年前に公表	◎ 約2年前に公表	
保護者説明会の開催	事業者の公募から移管までの期間中原則3回開催		◎ 3回開催	◎ 3回開催	○ 2回開催	◎ 3回開催	◎ 3回開催	
移管先法人の選定	選定委員会の設置	学識経験者、保育関係者等からなる選考委員会	◎ 設置	◎ 設置	◎ 設置	◎ 設置	◎ 設置	
	移管先法人(事業者)の募集	公募	◎ 公募	◎ 公募	◎ 公募	◎ 公募	◎ 公募	
	応募者数		1事業者 (社会福祉法人)	2事業者 (社会福祉法人1社、 学校法人1社)	2事業者 (社会福祉法人1社、 学校法人1社)	3事業者 (社会福祉法人3社)	1事業者 (社会福祉法人)	
	選考結果		同事業者は選考基準を満たしており、総合的判断のもと評価の高かった事業者に決定	同事業者とも選考基準を満たしており、十分な保育が可能との判断の下、事業者として決定	同事業者とも選考基準を満たしており、総合的判断のもと評価の高かった事業者に決定	3者とも選考基準を満たしており、総合的判断のもと評価の高かった事業者に決定	同事業者は選考基準を満たしており、十分な保育が可能との判断の下、事業者として決定	
	主な選考理由		【職員】 ・公立と民間での経験豊富な園長及び主任保育士を配置する。 【施設】 ・施設が新しく、保育室や園庭が広くなり定員増が見込め、また、受入年齢も拡充する。	【運営】 ・幼稚園を50年以上運営し、幼児教育の豊富な知識と経験を有する。 【施設】 ・近隣の既存幼稚園を活用し、充実した保育の提供が見込める。	【運営】 ・認定こども園での保育、幼児教育の豊富な知識と経験を有する。 【その他】 ・近隣であることから、幼稚園バスの活用、余剰人員の連携など様々なメリットがある。 ・幼小連携に取り組んでおり、地域に根ざした保育活動が期待できる。	【職員】 ・所長には経験がある保育士を配置予定である。 【施設】 ・隣接地に新設するとともに、現保育所の土地を活用することで、保育環境が向上する。 ・現在の保育所運営をスムーズに引き継ぐことができ、環境の変化を最小限に抑えられる。	【運営】 ・保育実績が豊富なため、移管後も質の高い保育が期待できる。 【施設】 ・移管後の建替えにより保育環境が向上する。 【その他】 ・子育て支援センターなど、地域に根ざした保育サービス向上する。	前期計画期間中での実施を見送りました。
移管先法人(事業者)の選定手順	選定会議を最大で2回		◎ 1回開催	◎ 1回開催	◎ 1回開催	◎ 1回開催	◎ 1回開催	
三者懇談会の実施	保護者・移管先法人・市による三者懇談会の実施		◎ 2回実施	◎ 2回実施	◎ 2回実施	◎ 2回実施	◎ 2回実施	
協定の提供	市と選定事業者での協定締結		◎ 協定締結	◎ 協定締結	◎ 協定締結	◎ 協定締結	◎ 協定締結	
保育内容の引継ぎ	市職員、移管先職員の合同保育による引継ぎ保育		◎ 実施 (引継ぎ期間3ヶ月)	◎ 実施 (引継ぎ期間3ヶ月)	◎ 実施 (引継ぎ期間3ヶ月)	◎ 実施 (引継ぎ期間3ヶ月)	◎ 実施 (引継ぎ期間3ヶ月)	
移管後における役割・責任	移管後の市による助言・指導、必要に応じて三者懇談会の開催等		◎ 助言・指導5回 三者懇談会0回 ※令和2年度時点	◎ 助言・指導5回 三者懇談会0回 ※令和2年度時点	◎ 助言・指導4回 三者懇談会0回 ※令和2年度時点	◎ 助言・指導5回 三者懇談会0回 ※令和2年度時点	-	
移管後の施設について ※欄内括弧書きは移管前(前期計画策定時)の数値	移管年月日		平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	令和2年4月1日	令和3年4月1日	-
	施設		移転 (近傍地の既存施設を活用)	旧保育所を活用	旧保育所を活用	隣接地に新設	旧保育所を活用(1年)の のち現敷地内に新園舎建替	-
	既存施設建築年 [築年数]		昭和46年 [44年]	昭和54年 [36年]	平成3年 [24年]	昭和53年 [37年]	昭和49年 [41年]	昭和54年 [36年]
	職員*総員		22名 (16名)	14名 (17名)	24名 (19名)	26名 (14名)	1名 (16名)	- (15名)
	定員数		60名★ (60名)	60名 (60名)	120名 (120名)	90名 (90名)	90名 (90名)	- (120名)
	利用者数		57名(うち継続児8名) (27名)	60名(うち継続児51名) (57名)	91名(うち継続児62名) (90名)	77名(うち継続児44名) (77名)	- (67名)	- (74名)
	開所時間 *延長保育等含む		7:00~19:00 (7:30~19:00)	7:30~19:00 (7:30~19:00)	7:30~19:00 (7:30~19:00)	7:30~20:00 (7:30~19:00)	7:00~19:00 (7:30~19:00)	- (7:30~19:00)
土曜保育		11時間 (7.5時間)	7.5時間 (7.5時間)	11時間 (7.5時間)	11時間 (7.5時間)	11時間 (7.5時間)	- (7.5時間)	
備考			★平成30年度から80名					

(白紙ページです。)

2 民間活力導入に関わるアンケート調査結果

本計画の策定にあたり、前期計画期間中に民間への移管を実施した保育施設の状況や保護者及び職員の声を把握するため、アンケートを実施しました。

(1)アンケートの概要

1)保護者アンケート

調査対象者	前期計画の移管対象保育所6施設のうち、移管が完了している以下の4施設の保護者(計169世帯 ※既に児童が卒園した保護者も含む。) 対象施設:新川保育所, 竹ノ入保育所, 都和保育所, 桜川保育所	
調査方法等	郵送による配布・回収 回収数:64通 回収率:37.9%	
実施期間	令和2年9月1日(火)~14日(月)の2週間 ※結果は9月25日(金)到着分までを反映	
調査項目	問1 入園施設 問2 入園時期 問3 公立を選んだ理由, 期待していたこと 問4 民営化後の利用施設について 問5 民営化前後における施設の 利用状況について(満足度)	問6 民営化前と比較して 良くなった点, 気になる点 問7 民営化に向けての対応 (保護者説明会等)について 問8, 9 公立保育所の役割について 問10 自由回答

2)職員アンケート

調査対象者	以下の4施設の民営化前後を通して勤務していた職員(計18人) 対象施設:新川保育所, 竹ノ入保育所, 都和保育所, 桜川保育所	
調査方法等	郵送による配布・回収 回収数:11通 回収率:61.1%	
実施期間	令和2年10月5日(月)~15日(金)の2週間 ※結果は10月19日(月)到着分までを反映	
調査項目	問1 勤務施設 問2 職種 問3 民営化後における施設の状況について(よくなった点, 気になる点)	問4 公立保育所の役割について 問5 自由回答

(2)保護者アンケート調査結果の要約

1)公立保育所を選んだ理由及び民営化後も利用を継続した理由

「家や職場からの利便性が良いから」がトップ。

利用していた公立保育所を選んだ理由については、「家や職場からの利便性が良かったから」と回答した人が約6割と最も多く、次いで「保育所や先生の雰囲気が入ったから」が約3割、「上の子などが通っていたから」が約2割となっています。

また、民営化後も施設利用を継続した人の理由についても、「家や職場からの利便性が良かったから」が約5割と最も多くなっており、次いで「先生や習慣などの環境を変えたくなかったから」、「お友達がいるから」が約3割となっています。

一方で転所した人については、そもそも利便性等の理由で転所しようとしていた人がほとんどで、民営化が理由で転所した人はほぼいない状態となっています。

2)施設利用に関する満足度

民営化前の方がやや高いが、民営化前後ともに満足傾向。

民営化前後における施設の保育内容や保育所運営等といった施設の利用状況についての満足度を聞いた設問では、民営化前及び民営化後ともに満足傾向(満足・やや満足)であることがわかりました。しかし、民営化前と後で比較すると、民営化前の方が高い傾向にあり、特に保育所運営に関する事項等(保育所の保育方針や雰囲気、保育スタッフの質(経験・知識)、相談や情報提供など保護者への対応、延長保育や保育用品等の保護者の費用負担、保育スタッフの人数(加配保育など含む))について差がみられました。これらについては、特に保護者と運営側で直接やりとりが行われる場面であることから比較しやすく、また民営化後の移行期間であったことから差がしやすい項目であったと考えられます。

3)民営化後に気になる点

職員の入替わりや経験等に関する点、また、園の保護者への対応。

施設の利用状況について(満足度)の結果と同様に、民営化前と比較して気になる点としては「職員の経験や質などに関する点」が32.7%と最も多く、次いで「保護者への対応などに関する点」が23.6%となっています。

これらについては、民営化後も変わらない・民営化後の方が向上したという意見も複数ある一方で、一部の施設では短期間での職員の入替わりがあったことや、まだ経験の浅い職員による保育などへの不安、運営方針の変更等に関する保護者対応への不満の声もありました。

4)民営化して良くなった点

施設や遊具などの設備が新しくなったことにより安全性・衛生面などが向上したこと。
民間独自のサービスにより保育の幅が広がったこと。

民営化前と比較して良くなった点については、「施設や遊具などの設備が新しくなったことなど(安全面・衛生面の向上含む)」が約4割、「保育内容の幅が広がったことなど(英語・プール等)」が約3割、「保育士や園の対応」が約2割となっています。

なお、施設に関しては桜川保育所と新川保育所、遊具に関しては都和保育所、保育内容の幅については竹ノ入保育所での回答となっており、各園の状況により評価するポイントが分かれています。

5)保護者が期待する公立保育所としての役割

公立保育所としての一番の役割は「土浦市の保育モデル」となること。

民営化を通し「公立保育所としての役割」があると思うかを聞いた設問では、約7割の人があると回答しました。また、その役割としては、「土浦市における保育モデル(基準)としての役割(これまで培ってきたノウハウの活用)」が7割、「市内保育環境のセーフティネットの役割(事業撤退のリスクがない安定的経営, 特別な支援が必要な児童のニーズへの対応)」, 「地域における子育て支援の役割(保育所を利用していない家庭への子育て相談等の支援)」が約5割となっています。

(3)職員アンケート調査結果の要約

1)民営化後の保育園について内容が向上したこと

保護者アンケート同様、「保育所の設備」と「安全性・衛生面」。

民営化後の保育園について内容が向上したのは、保護者アンケート同様で「保育所の設備(園庭や遊具等も含む)」, 「安全面や衛生面」となっており、この他、「給与・諸手当」, 「保育スタッフの人数(加配保育など含む)」についても向上傾向となっています。なお、スタッフの人数については、5施設中4施設が増加(5施設のうち1施設は令和3年4月開園のためまだ人数不明)となっています。(民間活力導入の進捗状況一覧表より)

一方で、「小学校など外部機関との連携」, 「職員間の連携・情報共有・協力体制」, 「園長や経営者との意思疎通」, 「障害児など要支援児童への取組姿勢・対応」, 「保育計画(年度計画・指導案)の内容」といった主に運営側に関する項目について低下傾向となっています。ただし、これらについては差は感じないと回答した人も同数程度となっており、施設によってもばらつきがあります。

2)職員が期待する公立保育所としての役割

公立保育所としての一番の役割は「地域における子育て支援の役割」がトップ。

保護者アンケート同様、民営化を通し「公立保育所としての役割」があると思うかを聞いた設問では、全員があると回答し、その役割としては「地域における子育て支援の役割(保育所を利用していない家庭への子育て相談等の支援)」が最も多く、5割を超えています。しかし、「土浦市における保育モデル(基準)としての役割(これまで培ってきたノウハウの活用)」と「市内保育環境のセーフティネットの役割(事業撤退のリスクがない安定的経営、特別な支援が必要な児童のニーズへの対応)」も4割を超えるなど、多くの役割を期待する声があります。

3 民間活力導入の評価及び課題

(1)これまでの民間活力導入の評価及び課題

1)移管までのプロセスについては概ね問題なく実施

民間活力導入については、概ね想定通り実施されており、大きな問題等がなかったことから、民間活力の導入を進めることになった施設については、後期計画においても同プロセスにより進めることが望まれます。

一方で、事業者選定において、市の目指す保育を明確にした評価基準を設けることが求められたことから、選定基準の再考が必要です。

2)移管後の市のアフターフォローの充実が必要

移管プロセスにおいて概ね問題がなかった一方で、保護者アンケートによると、民営化前に行った説明会時の内容と実際の内容に差異があったことから、移管後における市の役割・責任として、保護者と移管事業者の間に立った市のフォローがもう少し必要であるという意見がありました。

事業者においては、概ね協定通りの運営を実施していることに加え、設備の新規購入や英語や水泳などのカリキュラムを組んだり、土曜保育の時間数を増やしたりするなど、民間独自の工夫・サービスの提供が行われているところです。また、保護者との信頼関係を構築するため、様々な対応を行っています。

一方で、保護者にとっては十分な不安解消とはなっていない現状もみられることから、市には今後も市内保育所(園)の保育環境維持・向上のため、保護者・事業者の双方の意見を把握しながら、適切に対応していくことが望まれます。

(2)民間活力導入後の施設の評価及び課題

1)民営化による成果は、子どもたちがより安全に過ごせ、より幅広い学びが受けられるようになったこと

進捗状況やアンケート結果から得られた民営化による成果としては、施設や設備の更新による安全性や衛生面の向上や開所時間の延長、民間独自のサービスにより保育の幅が広がったことなどがあげられます。また、児童の受入人数については、移管後に定員を増加した施設もあるなど、移管前と比較すると受入人数が増加しており、市の保育供給量の拡大による待機児童の減少につながっています。施設や設備の更新については、市内の各公立保育所の老朽化への対応が課題の一つでもあったことから、民間事業者の積極的な整備により迅速に対応ができ、市の財政負担軽減ともなったことは大きな成果と言えます。

2)これまでの公立保育所の経験が継承されつつ、民間の独自の運営が活かされた質の高い保育が提供される環境づくりが必要

民営化前後における施設の利用状況について(満足度)をみると、民営化前と民営化後ともに満足傾向が約6から9割となっています。ただし、民営化前後で比較すると、民営化前(公立)の評価がやや高い割合となっており、民営化への対応期間であることから民営化前後の評価に差が出たと考えられます。なお、自由意見からは、公立保育所においては、これまで長く培ってきた運営経験と経験豊富な職員が多くいることから、様々な点において保護者からの安心感を得られているという状況がうかがえました。

これらのことから、民営化を実施した施設については、市のアフターフォローを引き続き実施し、子どもたちが適切な保育を受けられるよう、これまでの経験を活かした適切な指導を行うとともに、保護者及び事業者からの相談等については今後も真摯に対応していくことが求められます。

(白紙ページです。)

第4章

公立保育所の役割・必要性の検討

1 公立保育所の役割

前期計画に基づく民間活力導入においては概ね問題なく進められ、事業者による保育所運営により、民間活力導入の目的である、市の保育事業に関わる運営費の負担軽減等の“保育事業運営の効率化”が進められているところです。

一方で、第2章「4 土浦市の保育における課題」にあるように、共働きやひとり親家庭の増加等による保育需要の高まりや、これに伴う障害やアレルギーなどの特別な配慮を要する乳幼児の増加への対応といった課題があること、さらに、第3章「2 民間活力導入に関わるアンケート調査結果」では、約7割の保護者から「公立保育所としての役割がある」との回答があったことなどを受け、本計画において、再度「公立保育所の役割」について立ち返り、後期の公立保育所の民間活力導入にあたっての考え方を検討しました。

(1)保育所保育指針(平成29年3月)

厚生労働省の「保育所保育指針」では、保育所の役割について以下のように示しており、本計画においては、その一つ目に記載されている「子どもの最善の利益」が守られることを念頭に置き、今後の公立保育所の役割について検討しました。

1 保育所保育に関する基本原則

(前略)

(1) 保育所の役割

保育所は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

(後略)

出典:「保育所保育指針」(平成二十九年三月三十一日)厚生労働省 より

(2)土浦市公立保育所の運営のあり方調査研究報告書(平成27年3月)

本市の公立保育所の役割については、その基本的考え方について、「土浦市公立保育所の運営のあり方調査研究報告書」の中で次の4点を示しています。

公立保育所の役割についての基本的考え方

- ①土浦市における保育事業のモデル(基準)となること
- ②地域における子育て支援の要であること
- ③市内保育環境のセーフティネットとなること
- ④安心・安全な保育の提供を行うこと

(3)4つの基本的考え方に基づく今後の公立保育所の役割について

後期計画においてはこれら4点の基本的考え方をもとに、公立保育所の役割について具体的な取組方針を検討しました。

基本的考え方① 土浦市における保育事業のモデル(基準)となること

⇒【現状・課題等を踏まえて】

民営化を進めたことにより、私立保育所は 17 施設、認定こども園や地域型保育も含めた市内保育施設は全部で 40 施設となりました。このように様々な運営形態や保育理念、施設規模の保育施設がある中、昨今の社会情勢における保育のあり方や保護者・職員アンケートなどをみると、公立保育所の重要性が再認識されていることがわかります。

また、保護者アンケートにおいても、公立保育所の知識・経験が豊富な職員により安心して子どもを預けることができたという意見が多くあったことから、この貴重な人材を保育サービスの質的向上に生かしていくことが必要です。

本市の公立保育所には、市のすべての保育所で保育の質の維持・向上が図られるよう、モデル(基準)となる基幹保育所としての役割が求められています。

公立保育所では、これまで培ってきた保育の取組の維持・向上を図っていくことを基本とし、市内のすべての保育施設におけるモデル(基準)となることが重要です。

各施設にはこの基準を踏まえて運営の充実を図るよう取り組んでいただくとともに、基幹保育所は、民間保育施設の支援に努めるものとします。また、基準を著しく下回る施設については、状況に応じて、協力・連携・指導等の中で、必要な基準に達するよう支援していくものとします。

基幹保育所として、土浦市の保育が取り組むべきサービスの基準を示す。

■ 取組の方向性 ■

- 1 各園が標準的に確保すべき保育サービスの量について
 - －保育時間・延長保育・一時預かり保育など制度の運用基準及び枠組みなど（公立保育所の国基準以上の保育サービス量の確保）
 - －本市が目指す保育サービスの水準が保たれるよう市内の保育情報を共有
- 2 各園が標準的に確保すべき保育サービスの質について
 - －保育士比率、適正配置（資格・経験年数）、人材育成に関する基準など
 - －民間保育施設を含む講習会・研修会等の実施
- 3 保護者満足度の向上の具体的取組について
 - －より質の高い保育を実現するための第三者評価の実施
 - －民間保育施設に対して実施している「特定教育・保育施設の指導監査」の実地検査において公立保育所長が立ち合うなど、民間保育施設に対する定期的な指導・支援の実施
 - －保護者満足度調査の定期的な実施による、保育の質向上に向けた情報収集の検討など
- 4 保幼小連携（幼児教育施設と小学校との連携強化）のための取組について
 - －小学校・行政機関との連携がとりやすい、パイプ役としての機能（カリキュラム等の情報共有や情報提供といった民間施設への支援）

基本的考え方② 地域における子育て支援の要であること

⇒【現状・課題等を踏まえて】

保護者アンケートによると、公立保育所を選んだ理由を家や通勤先からの利便性と回答した人が最も多くなっていることから、保育所は地域や日常の生活圏に密着した施設であることがわかります。また、職員アンケートにおいては、公立保育所の役割について「地域における子育て支援の役割」と回答した人が多くなっています。

さらに、保育所を利用していない人だけでなく、保育所を利用する人の中にも、仕事と生活の両立の中で、忙しさ等から「地域のつながりが持てていない」ことに不安を感じている人がいる状況です。

本市の公立保育所においては、住み慣れた地域の中で保育の不安を解消できるよう、地域の子育て支援の拠点となる役割が求められています。

公立保育所では、運営の充実化を図るのみならず、地域の子育て支援の拠点となる役割を担っていくことが重要です。

保育所を利用していない子育て家庭が在宅で行う保育や、地域の乳幼児すべてを対象とした子育て支援の取組も重要であるとの観点から、こうした取組が円滑に行えるよう、公立保育所を利用した支援体制づくりに取り組みます。

また、学校、民生委員・児童委員、地域との連携をさらに深め、関係行政機関間のネットワークを活用した情報の共有化・対応の迅速化を図っていくものとします。

基幹保育所として、地域の子育て支援の拠点となる機能を強化する。

■ 取組の方向性 ■

1 住んでいる地域の中で安心して子育てできる場として

- 地域(エリア)をカバーする相談機能・フォローアップ機能(育児相談支援など)
- 地域連携として保育サービスの不足分を地域内で相互補完できる体制の検討など

2 子育て家庭が地域とつながりを持てる場として

- 子育て家庭と地域を繋ぐ役割を強化(一時預かり、地域子育て支援拠点事業)
- 地域における保育所や職員間の交流と情報共有(行政及び公的機関との連携の拠点)
- 保護者に対する情報発信と情報共有、地域の子育て状況の把握など

基本的考え方③ 市内保育環境のセーフティネットとなること

⇒【現状・課題等を踏まえて】

本市の配慮を必要とする児童の受け入れ状況をみると、令和元年度実績で、公立保育所では61人(児童数447人中)、私立では30人(児童1,608人中)となっています。(「令和2年延長保育等の実施状況調査」(厚生労働省)より) このことから、公立保育所は、私立保育所では難しいケースについても、柔軟に対応を行ってきたという実績があります。

なお、本市においては、「2020 つちうら子どもプラン」に基づき、親子が共に成長できるような様々な取組が実施されており、その中で児童虐待防止対策や、ひとり親家庭や子どもの貧困対策、発達に支援を必要とする児童とその家族への対応に関する取組も進められています。

公立保育所は、児童相談所など関連する公的機関と連携がとりやすい特徴があります。

また、民間保育所の事業撤退(事業縮小・閉園等)などのリスクや専門性の高いケース(重度の障害など)への民間保育所での対応の難しさなども考慮する必要があります。

市内保育環境のセーフティネットを構築することは、「子どもの最善の利益」を守るための重要な取組でもあるため、行政が大きな責任を果たすべきものと考えます。

民で出来ることは民で、民では対応困難な領域(受け入れが難しい児童への対応など)については公で補う考え方(民と公の役割分担)に立ち、民間保育所では対応困難で特別な配慮が必要な児童のニーズへの対応については、公立保育所において確実に担うことが重要です。また、関係する機関との連携を迅速・スムーズに行うためには、公立保育所が身近な地域に配置されていることも重要です。

地域の生活圏における保育環境のセーフティネットとして、公立保育所を適正に配置し、複雑な家庭環境にある児童やアレルギー疾患、障害の程度が比較的重度な児童等への配慮、医療的ケアを必要とする児童の保育需要の高まりを踏まえた看護師の配置、専門性が高く加配対応が必要なケースなど、多様な保育ニーズに対応できる体制づくりを目指します。

基幹保育所として、市内保育環境のセーフティネットとなる機能をもつ。

■ 取組の方向性 ■

1 公民の連携による地域全体での対応と、民間では対応困難な領域への対応について

- 地域における様々なケースに対し、公民連携した円滑な取組の推進など
- 複雑な家庭環境にある児童への対応(生活困窮者対策・児童虐待の防止・対応)
- アレルギー疾患のある児童や障害の程度が比較的重度な児童等への対応(医療的知識を有する看護師等の配置や受入体制の整備など)
- 児童相談所、保健所、医療機関、その他の関係する機関との連携など
- 子育て世代包括支援センター機能を活用した日常的なリスクチェックなど

基本的考え方④ 安心・安全な保育の提供を行うこと

⇒【現状・課題等を踏まえて】

近年、全国的に震災や記録的豪雨などの自然災害が頻繁化・激甚化しています。公立保育所においては、耐震化及び耐震診断が実施済みとなっていますが、年数の経過とともに更新の必要性も想定されることから、施設については必要な対策を講じる必要があります。

保育所に通う子ども達はもとより、公共の施設として、災害時には子育て家庭の受け入れ先となるなど、地域の安心・安全の場としての役割を担うことも求められています。さらに、大規模な災害に際しては、状況に柔軟に対応し、公立保育所が中心となって、応急保育(保育所入所の手続きを省いて、一時的に預かり保育を実施する)を実施することとなります。

また、新型コロナウイルス感染症やその他の理由で、民間保育所が長期休園せざるを得ない場合は、公立保育所の一時預かりなどを活用して、保育を提供することが必要です。

公立保育所はいずれも建築時から一定の期間が経過した施設が多いものの、耐震化についてはクリアしていることから、今後は施設・設備の状況に即した安全性の確保を図っていきます。また、地域の民間保育所との連携の中で施設の安全性に関する情報共有を図ります。

地震や風水害などの大規模な災害時において、保護者に引き渡すまでの間、安全に子どもを保護することは保育所の重要な役割であることを踏まえ、公立保育所が中心となり公民連携により地域における保育が必要な児童の防災対策を図っていきます。

また、基幹的な機能をもつ公立保育所において、応急保育に対応するとともに、災害時における地域の子育て家庭の受け入れなどに対応します。



基幹保育所として、保育が必要な児童及び、

地域の乳幼児に安心・安全な保育を提供する機能をもつ。

■ 取組の方向性 ■

- 1 安心・安全な保育を提供するための施設・設備の更新について
－基幹的な保育所として、施設の安全性の確保など
- 2 安心・安全のために災害時に公立保育所が担う機能について
－応急保育(保育所入所の手続きを省いて、一時的に預かり保育を実施する)など
－民間保育所の休園などに対応した一時預かり保育の実施など
－地域の子育て家庭の受け入れ

2 公立保育所の必要性

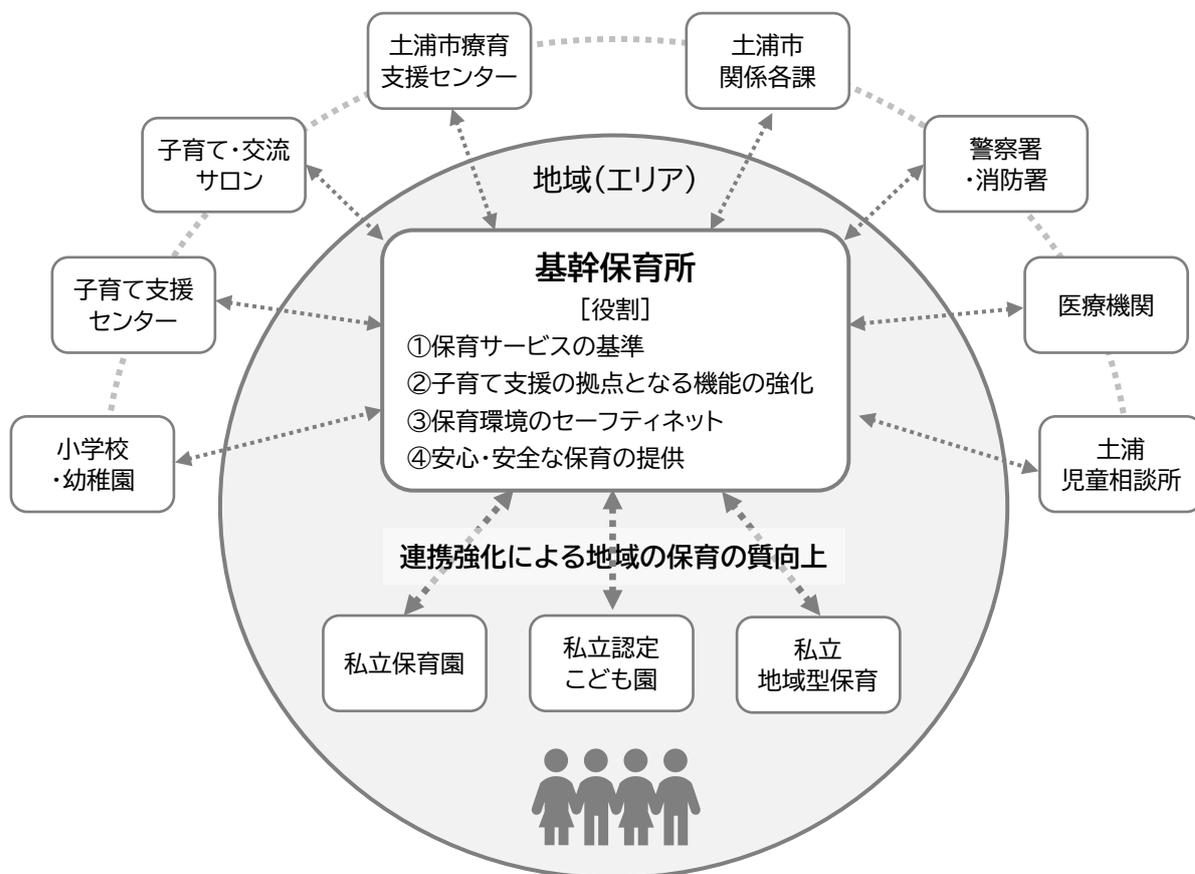
(1)公立保育所の必要性

前期計画では、公立保育所6か所について民間活力導入を行うことを進めてきましたが、前述した「公立保育所の役割」を踏まえ、公立保育所は、これまでの経験や知識を活かしながら、地域の保育施設との連携を図ることで、本市全体の保育の資質向上に努めるとともに、公立保育所の特色である小学校や療育支援センター、市役所等の公的機関との連携の強さを活かし、地域で子育てを行う家庭が手厚い子育て支援を受けられる基幹的な保育所として存続していく必要があります。

また、民間の保育施設では人材不足等により対応できない子どもの受け入れや、災害時や緊急時の受け入れなど、これまで担ってきた機能を今後も維持していくためにも公立保育所が必要です。

これらのことから、残る公立保育所については、子どもと保護者がともに社会の中で安心して成長していけるよう、身近な生活の範囲の中で存続していくことが相応しいと考えられます。

◇本市における今後の公立保育所の役割と基幹保育所としての連携イメージ



子育て家庭が地域の中で安心して成長できる環境づくり

(2)地域の子育て支援の拠点となる公立保育所について

基幹保育所となる公立保育所を、子育てを行う家庭の身近な生活範囲(=エリア)にある子育て支援の拠点施設とするため、「土浦市都市計画マスタープラン」で位置づけられている地区区分を踏まえたエリアごとに公立保育所を整理しました。

なお、「東崎保育所(分園を含む)」は、前期計画の移管対象保育所でしたが、前期計画期間での実施が見送られていたことから、改めて後期計画移管対象候補とします。

■エリア別移管対象(候補)施設

エリア名	保育所名	
	前期計画移管対象保育所	後期計画移管対象候補
北部・新治エリア	都和保育所[平成 31 年4月移管]	神立保育所
中央エリア	新川保育所[平成 29 年 4 月移管] 桜川保育所[令和2年4月移管] 東崎保育所(分園含む)⇒後期へ	天川保育所 霞ヶ岡保育所 ⇒東崎保育所(分園含む)
南部エリア	竹ノ入保育所[平成 30 年4月移管] 新生保育所[令和3年4月移管]	荒川沖保育所

■後期計画移管対象候補施設配置及びエリア図



1)北部・新治エリアについて

北部・新治エリアにおいては、「神立保育所」を当エリアの子育て支援の拠点的役割を担う基幹保育所として、存続させるものとします。

2)中央エリアについて

中央エリアにおいては、本市の中でも人口割合が多いエリアであることから、当エリアの子育て支援の拠点的役割を担う、基幹保育所として、2施設を存続させるものとします。

■参考:エリア別人口及び割合

	北部・新治エリア	中央エリア	南部エリア	合計
エリア別人口	39,874	65,561	36,071	141,506
割合(エリア/計)	28.2%	46.3%	25.5%	100.0%
うち0-5歳人口	1,763	2,493	1,346	5,602
割合(エリア/計)	31.5%	44.5%	24.0%	100.0%

資料:住民基本台帳人口(令和2年10月1日)より作成

なお、公立保育所として存続させる施設は、以下の理由により「東崎保育所(東崎保育所駅前分園含む)」と「天川保育所」とします。

①東崎保育所(東崎保育所駅前分園含む)について

平成27年4月から施行された「子ども・子育て支援新制度」においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すため、保護者の就労状況にかかわらず柔軟に子どもを受け入れて教育と保育を一体的に行う「認定こども園」への移行(主に幼稚園からの移行)が全国的に進められているところです。

本市においても、令和2年4月1日時点で、民間の認定こども園が10施設(幼保連携型が4施設、幼稚園型が6施設)あります。

このような状況を踏まえ、本市における多様化する教育保育ニーズに対応する一つの選択肢としての「公立認定こども園」の必要性を考慮した結果、保幼小連携のモデル的な役割が期待できることや、これまでの土浦幼稚園における特別な配慮を要する教育認定児童の受入実績等を鑑み、当施設の幼児教育機能と、これに近接する東崎保育所の保育機能を移転・集約した幼保連携型の認定こども園(市立認定こども園土浦幼稚園)を設置することとします。設置場所については、現在の土浦幼稚園の敷地(文京町9-6)及び建物を活用することとし、認定こども園の運営に必要な施設整備を実施いたします。

また、東崎保育所に通う児童は、認定こども園の運営開始に併せて、自動的に転園することとなります。

②天川保育所・霞ヶ岡保育所について

各施設の条件比較を踏まえると、天川保育所は、常態的に入所率が100%以上であるため、民営化による待機児童数解消の効果が低く、また、比較的築年数が浅いため直近での建替え・設備の更新の必要性が低いと考えられます。一方の霞ヶ岡保育所は、天川保育所と比較すると老朽化が進んでおり、近い将来に建替えや大規模改修が必要となります。この計画の趣旨に立ち返ると、民間活力導入の効果をより期待できる施設を移管対象とすることが望ましいと考えられます。

よって、天川保育所を公立保育所として存続させることとし、霞ヶ岡保育所については、民間活力の導入により、施設整備やそれに伴う受入児童数の増加、独自サービスの追加など民間の特色を活かした新たな保育所として、市の保育ニーズへ対応していくことが期待できます。

■各施設の条件比較

保育所名	天川保育所	霞ヶ岡保育所
認可年月日	昭和44年4月1日	昭和29年6月29日
建築年(築年数)	平成3年(築29年)	昭和55年(築40年)
構造	鉄筋コンクリート1階建	鉄筋コンクリート2階建
耐震	S57以降建築のため耐震有	耐震有(H21耐震診断 Is値0.73)
敷地面積	1,239㎡	1,662㎡
延床面積	401㎡	721㎡
園庭	579㎡	1,112㎡
保育室	5室	6室
職員配置(育休除く)	21人	23人
利用定員	60名	90名
利用状況(R2.4.1)	60名(入所率100%)	66名(入所率73.3%)
1,2歳児	20名	22名
3~5歳児	40名	44名
敷地の所有	市	市
駐車場	敷地2台, 借地5台	敷地5台, 借地5台
一時預かり・子育て支援センター	なし	なし
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント等の地域交流の場となるホールや遊戯室は整備されていない。 ・築29年で比較的新しい ・地域交流事業は年間17回開催されている。 ・1km圏内に私立保育所は立地しない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅団地内で道路が狭く、保護者の送迎時はシルバー人材センターに依頼して交通整理を行っている。 ・築40年で近いうちに建替え・改修が必要(神立:築43年, 荒川沖:築46年) ・地域交流事業は年間9回開催されている。 ・1km圏内に私立保育所は立地しない。

3)南部エリアについて

南部エリアにおいては、「荒川沖保育所」を当エリアの子育て支援の拠点的役割を担う、基幹保育所として存続させるものとします。

第5章

民間活力導入の基本的な考え方等

1 民間活力導入の意義

民間活力導入については、前期計画と同様に、市の限られた財源の中で、効率的かつ社会のニーズに応じた保育を実践していくために、残りの公立保育所の一部民営化は有効であると考えます。

前期計画で移管を実施した施設においては、運営上の課題がまだ残る部分はあるものの、一番の課題であった施設の老朽化への対応として、事業者による早期の施設・設備の更新が行われたことや、民間の独自性を活かしたカリキュラムやサービスの提供が行われているなど、多様化する保育ニーズへの対応がなされています。

よって、基幹保育所以外の公立保育所については、今後も社会情勢や市内の保育ニーズを踏まえながら民間活力導入を図ることが望ましいと考えます。

2 対象保育所と移管時期

(1)対象保育所

前章を踏まえ、民間活力導入の効果がより期待できる「霞ヶ岡保育所」を、後期計画の移管対象保育所とします。

(2)移管時期

後期計画期間(令和3年度から令和7年度)としますが、今後の社会情勢や保育行政を取り巻く環境の変化等を踏まえながら、実施時期を検討することとします。

3 民間活力導入の具体的な手順

民間活力導入の具体的な手順については、概ね前期計画の内容を踏襲します。

(1) 移管先の運営主体

認可保育所の運営は、国の規制緩和により、株式会社、学校法人、特定非営利活動法人(NPO)等にも参入が認められているため、運営主体に制限は設けないこととします。

なお、社会福祉法人以外による保育所の運営では、施設整備等に関する国等の補助に制限があります。

運営主体(候補)		設立の公私区分	営利目的の有無	課税
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立される公益法人	民(公益法人)	無	収益事業から生じた所得にのみ課税
学校法人	私立学校の設立を目的として、私立学校法の定めるところにより設立される公益法人	一部を除き民(公益法人)	無	収益事業から生じた所得にのみ課税
株式会社	細分化された社員権(株式)を有する株主から有限責任の下に資金を調達して株主から委任を受けた経営者が事業を行い、利益を株主に配当する、法人格を有する企業形態	民	有	課税 法人税 法人住民税 法人事業税 消費税
特定非営利活動法人(NPO)	特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立される法人	民	無	収益事業から生じた所得にのみ課税

(2)移管先法人(事業者)の選定と移管の進め方

1)民間活力を導入する保育所の公表

民間活力の導入が決定した公立保育所については保護者への十分な説明が必要であることから、保護者説明会を開催し、選定理由などについて説明を行うなど、保護者の理解が得られるまでの期間として1年程度を確保します。

2)保護者説明会の開催

保護者説明会は、現在入所中の保護者や翌年度入所希望の保護者を対象に事業者の公募から移管までの期間中原則3回開催し、保護者に対し十分な情報提供に努めます。

また、保護者の意見や要望が反映できるよう、移管準備の進行に併せ適宜情報提供を行います。

説明会の回数	説明会の議題等
第1回保護者説明会	▶本市の保育施策の現状や民間活力導入の考え方、当該保育所の選定理由などについて説明します。 ▶移管先法人の選定方法や選定にかかるスケジュール等について説明します。
第2回保護者説明会	▶移管先法人の紹介をするとともに、選定経過等について報告します。
第3回保護者説明会	▶引継ぎの具体的な内容や移管後のスケジュール等について説明します。 ▶移管後に当該保育所に勤務予定の移管先法人の職員を紹介します。

3)移管先法人(事業者)の選定

移管先を決める際には、保育所運営の性格上、保護者の信頼の下で安定的・長期的な運営のほか、保育サービスの維持・向上と市の子育て支援施策との連携を目指す必要があるため、公益性があり持続性の高い法人が望ましいと考えます。移管先の募集方法については、公募を基本とし、企画提案型(プロポーザル)により以下のとおり選定します。

①選定委員会の設置

選定にあたっては、客観性と専門性を確保する観点から学識経験者、保育所関係者等からなる選定委員会を組織します。

選定委員会においては、書類審査、実地調査、面接等に基づき、移管先候補者を選定のうえ、本市に報告します。本市では、その報告に基づき移管先法人を決定します。

②移管先法人(事業者)の募集

移管先法人(事業者)の募集は、公募により行います。

③移管先法人(事業者)の選定手順

移管先法人(事業者)の選定は、以下の手順により実施します。

会議の回数	選定会議の議題等
第1回選定会議	▶応募書類による選考を行います。
第2回選定会議	▶選定会議委員により企画提案の選考を行います。 ▶実地調査や選考結果をもとに、移管先候補者を選定し、本市へ報告します。
移管先法人の決定	▶選定会議の報告を受け、本市として移管先法人を決定します。

※実地調査は必要に応じて実施します。

④選定における留意事項について【後期計画追記項目】

前期計画期間中に移管された施設での課題を踏まえ、本市の保育の質を維持・向上できる事業者であるかを選定基準(選定の視点)の重要な要素として選定を行います。具体的には、事業者のこれまでの保育事業の実績、保育に対する考え方、施設長や主任保育士の経験年数、第三者評価の受審の有無といった内容をより重視していくことなどがあげられ、できるだけ客観的な評価基準を設定します。また、必要に応じて実地調査も行うこととします。

4)三者懇談会の実施

保護者の意見や要望が十分に反映されるよう、速やかに保護者・移管先法人・市による三者懇談会を保育所ごとに設け、円滑な移管を目指し十分に協議するとともに、保護者の不安解消と信頼関係の構築を図ります。また、必要に応じ移管後も三者懇談会を実施することとします。

5)協定の締結

市と選定事業者で協定の締結を行い、その内容は、移管準備期間に行うべきことや、市と事業者の役割等とします。

6)保育内容の引継ぎ

移管の際には、保育士等の職員が入れ替わること等による保育環境の変化が子どもに及ぼす影響を最小限にする必要があります。そのために、子どもたちと新しい保育士がお互いに早く慣れることができるよう、移管のための準備期間中に市職員と移管先職員が合同で保育にあたる期間を設け、個々の子どもの様子などの把握に努め、きめ細かく対応しながら引継ぎ保育を実施することとします。

7)移管後における市の役割・責任

移管後も私立保育所に対する指導監督等の権限を有するため、必要に応じた助言・指導を行います。

また、保護者・移管先職員・市の三者間での信頼関係が大切なことから、民間移管後も必要に応じて三者懇談会を開催して情報を共有や、より良い保育環境を確保します。

なお、前期計画で実施した施設も含め、移管後5年間においては、保護者及び職員を対象としたアンケートを実施することにより施設の状況を把握するとともに、評価の低い施設に関しては、園長職経験者等の専門性のある職員による実地調査、指導等を行うことで、施設の改善を図ります。

4 民間活力導入の手法

公立保育所に民間活力を導入する方法には、保育所の設置及び運営主体を民間に移行する「民設民営」方式と、運営主体のみを民間に移管する「公設民営」方式が考えられます。

「民設民営」方式は、民間が運営する場合に国・県から受けることのできる運営費の補助があるため、市財政の負担軽減上の大きなメリットがあります。

一方、「公設民営」方式は、基本的には施設の管理・運営のみを民間に委託する手法であり、「公立」のまま、民間のノウハウ等を活用できるメリットがあるものの、増改築や修繕に要する経費は市が負担することとなります。また、一定期間で運営主体が変更となる可能性があり、保育士がその度に入れ替わる等の不安定な要素も残り、保育の継続性に支障をきたす恐れもあります。管理・運営権限を委任する「指定管理者制度」もありますが、施設の設置者が「公」であることから、施設運営の面で国・県からの財政支援に制限があるというデメリットもあります。

そのため、本市における民間活力導入の手法は、保育の質を担保するという前提のもと、移管後は運営主体の変更がなく、安定的な保育サービスの提供が可能な「民設民営」方式が望ましいと考えます。

(1)既存施設を民間に移管する場合

保育所用地は、原則有償譲渡としますが、状況によっては有償貸与とします。

建物は、原則有償譲渡としますが、老朽化している保育施設においては、施設の維持管理に努めるとともに修繕等による施設整備を移管先に求められることから、その費用を勘案し、状況によってその都度検討します。

備品及び物品については、無償譲渡とします。

(2)建替え・近傍地に建設する場合

移管に合わせて事業者が建設します。(設置主体が社会福祉法人で施設の建設や大規模修繕をする場合は、国と市からの補助制度を活用できる場合があります。)

なお、施設を建設する場合は、「同一敷地内に新施設を建替えする場合」と「近傍地に建設する場合」の2通りが考えられますが、「土浦市公共施設等管理計画」(平成 28 年 8 月策定)における施設保有量の縮減や保有資源の最大活用の観点から、市として新たな用地取得は行わないことを原則とします。よって、既存の敷地を活用する「同一敷地内での建替」を第一として考えます。

備品及び物品については、無償譲渡とします。

1)同一敷地内に新施設を建替えする場合

保育所用地は、原則有償譲渡としますが、状況によっては有償貸与とします。

同一敷地内において建替えを行う際は、入所児童の運動スペースとしての園庭が確保されるとともに、安全の確保が必要となります。敷地内において園庭や安全を確保することが十分でない場合、原則として事業者が園庭となり得る用地を近傍地に確保することとします。

また、敷地外に仮園舎を建設する場合についても、事業者が必要な用地を確保することとします。

2)近傍地に建設する場合

近傍地に新施設を建設する場合、移管に合わせて事業者が建設します。

また、近傍地の民間既存施設を利用する場合においても、移管に合わせて事業者が施設を確保します。

5 民間活力を導入する際の条件

民間活力を導入する際の条件としては、以下の11項目を満たす事業者が移管先法人の候補者となり、事業者選定の手法である企画提案型(プロポーザル)の公募形式とします。

1)運営全般

条件	<ul style="list-style-type: none">▶移管先自ら保育所を運営すること。▶関係法令を遵守し、市の指導に従うこと。▶移管を受けた土地・建物及び備品等は、当該保育所における保育以外の目的に使用しないこと。▶移管決定後は、保護者及び地域関係者との話し合いに応じ、地域と一体となった運営に努めること。▶開所時間は、午前7時からの12時間以上(延長保育を含む)を基本とすること。なお、開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)を除く月曜日から土曜日とすること。ただし、上記を超える開所時間及び開所日を設けることを妨げない。▶民間活力導入前の定員を変更するときは、市と協議を行うこと。▶原則として0歳児(生後8週目以降)から5歳児までを受け入れること。▶移管した保育所の運営は、これまで本市が行ってきた通常保育・特別保育等を維持しながら、私立保育所の持つ柔軟性や効率性を活かした運営を進めること。
----	--

2)施設・備品

条件	<ul style="list-style-type: none">▶土地は、原則有償譲渡とするが、状況によっては有償貸与とする。また、移転を伴う場合は事業者が保育所用地を用意する。▶建物は、原則有償譲渡する。また、建替え・移転等を伴う場合は移管に合わせて事業者が建設することとする。▶保育用備品等は、原則無償譲渡(移管後の使用の有無に関わらずすべて受入)する。▶建物の修繕等が必要な場合及び乳児保育に必要な設備等については、事業者が必要に応じて施設整備を行うものとし、その経費については、原則として、国等の補助制度の活用を図るものとする。
----	---

3)職員配置

条件	<ul style="list-style-type: none">▶保育にあたる職員は、保育士資格を有する者であること。▶保育士の人数については、国の基準に定める配置基準以上とすること。▶移管された保育所の所長及び主任保育士は、幹部職員としての能力及び経験を有する者であるとともに、当該保育所の専任職員とすること。▶引継ぎ保育については、市と保護者との三者懇談会の内容を踏まえ、適切な期間と職員の配置を定め実施すること。
----	--

4)保育

条件	<ul style="list-style-type: none">▶市が要請する特別保育事業(乳児保育・延長保育等)に積極的に取り組み、保育内容の向上に努めること。▶市の子育て支援施策を理解し、積極的に協力すること。▶集団保育が可能な加配の必要がある児童を原則として受け入れること。
----	--

5)地域支援事業

条件	<ul style="list-style-type: none">▶園庭開放や育児相談等の従前の地域子育て支援事業を行うこと。また、その際には保護者の意向に十分配慮した運用に努めること。
----	--

6)給食

条件	<ul style="list-style-type: none">▶食物アレルギーへの対応等個別事情に配慮すること。▶食育の充実に努めること。
----	---

7)健康診断

条件	<ul style="list-style-type: none">▶関係法令等の定めや入所児童の状況により、適切に実施すること。
----	---

8)費用の徴収

条件	<ul style="list-style-type: none">▶民間活力導入前に徴収していた費用以外の負担を保護者に求める場合には、三者懇談会にて協議すること。ただし、保護者の要望に応じた保育サービスの対価として必要な場合はこの限りではない。
----	--

9)損害賠償保険及び災害共済給付制度への加入

条件	<ul style="list-style-type: none">▶入所児童の不慮の事故に備え、損害賠償保険及び災害共済給付制度に加入すること。
----	---

10)保護者との懇談、苦情解決等

条件	<ul style="list-style-type: none">▶保護者との懇談会を定期的を開催し、保護者の意向の把握に努めるとともに、要望等に誠意を持って対応すること。▶苦情解決の仕組み(「苦情解決責任者」、「苦情受付担当者」、「第三者委員の設置」)を整備すること。▶日々の保育内容を保護者へ積極的に開示すること。
----	--

11)臨時職員の継続雇用について

条件	<ul style="list-style-type: none">▶移管前に当該保育所に雇用されていた非常勤保育士等が移管後も就労を希望する場合は、引き続きの雇用を最大限配慮すること。
----	---

(白紙ページです。)

第 6 章

移管対象外保育所の継続方法の検討

1 公立保育所の継続における課題及び対応

後期計画の移管対象外保育所(機能)となった「神立保育所」、「東崎保育所(分園含む)」、「天川保育所」、「荒川沖保育所」の4施設の基幹保育所としての役割である「保育サービスの基準」、「子育て支援の拠点となる機能の強化」、「保育環境のセーフティネット」、「安心・安全な保育を提供」を果たすためには、現状以下の課題が考えられます。

1)地域の基準としての保育サービスの確保(0歳児保育の実施等)

後期計画移管対象外保育所のうち、令和3年4月時点で0歳児保育を実施しているのは「神立保育所」と「荒川沖保育所」の2施設となります。「東崎保育所」を認定こども園土浦幼稚園として整備・移転する際には、0歳児保育を実施する体制を整え、保育ニーズの高い低年齢児への対応と、市内保育サービスの資質向上を図ります。また、国基準以上の開所時間を確保し、保育の量的な面でもサービスの充実を図ります。

なお、「天川保育所」については、0歳児保育を行える保育室がないこと、また現在入所率が100%であることから、今後施設の改修等の実施時期に併せて0歳児保育を検討します。

2)施設の維持管理・安全確保に向けた、施設・設備の老朽化等への対応

残る公立保育所のうち、「神立保育所」と「荒川沖保育所」については、築40年以上が経過しており、これら施設の整備改修費が課題となっています。市内の公共施設等については、「土浦市公共施設等総合管理計画」(平成28年8月策定)の中で、基本的な方針として「施設量適正化の推進」、「長寿命化の推進」、「適切な施設配置と民間活力の活用」の3つが掲げられています。「長寿命化の推進」においては、「今後も活用していく施設については、定期的な点検・診断を実施し、計画的な維持修繕を徹底し、長寿命化を推進することにより、長期にわたる安心・安全なサービスの提供に努めるとともに、財政負担の軽減と平準化を図ります。」とあることから、残る公立保育所については、施設の定期的な点検・保守・整備の実施による長寿命化や建替えを図ることで施設を適正に維持管理し、安全を確保します。

3)基幹保育所としての機能を果たすために

各基幹保育所が連携を図るべき施設について整理すると以下のようになります。

基幹保育所では、同じエリアの保育施設との情報共有を図りながら、市内保育の資質向上を図るため、互いに協力し地域の子育て支援を行います。

また、基幹保育所は、保育施設以外の公的機関との連携も密に行っていく必要があるため、これらの連携を担当する職員の配置が求められます。

■基幹保育所として連携を図る保育施設(案)

エリア	基幹保育所	基幹保育所以外の保育施設			
		保育所(園)	認定こども園	地域型保育事業	計
北部・新治エリア	神立保育所	・白鳥保育園 ・中央保育園 ・高岡保育園 ・藤沢保育園 ・都和保育園	・中央幼稚園 ・土浦みどり幼稚園 ・新学幼稚園	・キッズマアム ・どんぐり保育園 ・サンルーナ託児所 ・はっぴー神立園	12 施設
中央エリア	東崎保育所 (分園含む) (※市立認定こども園土浦幼稚園)	・エンゼル・ゆめ保育園 ・つくば国際保育園 ・童話館保育園 ・ともっこ保育園 ・桜川保育所	・もみじ第二こども園 ・まなべすみれ幼稚園	・キッズランドなないろ ・はっぴー文京園	9 施設
	天川保育所	・白帆保育園 ・あおぞら保育園 ・霞ヶ岡保育所(移管後)	・もみじこども園 ・土浦聖母幼稚園		6 施設
南部エリア	荒川沖保育所	・土浦愛隣会保育所 ・めぐみ保育園 ・愛保育園 ・中村白百合ナーサリー ・新生保育所(移管後)	・エンゼル・スポーツ幼稚園 ・あおば台幼稚園 ・ひたち学院幼稚園	・キッズルームやまもと ・キッズハウスうみの森	10 施設

※上記表は、施設の配置状況から振り分けた基幹保育所が連携を図るべき施設案です。実情に合わせて、連携する施設を検討していきます。

4)今後の公立保育所のあり方について

「神立保育所」、「東崎保育所」、「天川保育所」、「荒川沖保育所」の4施設については、特段の事情がない限り、公立の教育・保育施設として維持していくものとします。ただし、今後の保育行政を取り巻く環境の変化等があった場合については、柔軟に対応していくものとします。

例えば、市全体の人口減少・少子化が進行し、将来的に保育所の利用者数が減少することで保育所施設が余剰となった場合には、需要の高い低年齢児保育のみを受ける小規模保育施設への移行を検討するといったように、様々なニーズ・社会情勢・国の動向等を踏まえながら公立保育所のあり方について今後も検討していくこととします。

(白紙ページです。)

資料編

1 土浦市公立保育所民間活力導入実施計画(後期計画)策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 土浦市公立保育所民間活力導入実施計画(後期計画)(以下「後期計画」という。)の策定にあたり必要な事項を検討するため、土浦市公立保育所民間活力導入実施計画(後期計画)策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1)後期計画の策定に必要な事項の調査及び審議に関すること。
- (2)後期計画案の作成に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、後期計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1)保育に関する学識経験を有する者
- (2)市議会文教厚生委員会の委員長
- (3)市内の私立保育所を代表する者
- (4)市内の私立幼稚園及び認定こども園を代表する者
- (5)土浦市民生委員児童委員協議会連合会を代表する者
- (6)土浦市地区長連合会を代表する者
- (7)保健福祉部長
- (8)教育部長
- (9)土浦市立保育所を代表する者
- (10)前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する委員会の所掌事項が終了した日までとする。

2 前条第2号から第9号までに掲げる委員は、委嘱又は任命当時の職を退いたときは、委員の資格を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長は、委員会の調査及び審議の内容、作成した後期計画案その他必要な事項を市長に報告する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職

務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部こども福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(最初の会議)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集し、第5条第1項の規定により委員長を定めるまでの間、会議の議長となる。

(この告示の失効)

3 この告示は、第2条に規定する委員会の所掌事項が終了した日に、その効力を失う。

2 土浦市公立保育所民間活力導入実施計画(後期計画)策定委員会 委員名簿

No.	種 別	氏 名	所 属 等
1	1号委員 学識経験を有する者	いけだ まさお 池田 正雄	つくば国際短期大学教授
2	1号委員 学識経験を有する者	かみすき まさこ 紙透 雅子	常磐短期大学教授
3	1号委員 学識経験を有する者	みずの ともみ 水野 智美	筑波大学医学医療系 准教授
4	2号委員 市議会文教厚生委員長	つかはら けいじ 塚原 圭二	市議会文教厚生委員長
5	3号委員 私立保育所を代表する者	わたなべ 渡辺 みどり	土浦地区私立保育協議会
6	4号委員 私立幼稚園・認定こども園を代表 する者	いもかわ ますみ 妹川 真澄	土浦地区私立幼稚園協会
7	5号委員 土浦市民生委員児童委員協議会 連合会を代表する者	おの えつこ 小野 悦子	土浦市民生委員児童委員協 議会連合会
8	6号委員 土浦市地区長連合会を代表する者	うめざわ よしあき 梅澤 義昭	土浦市地区長連合会
9	7号委員 保健福祉部長	つかもと てつお 塚本 哲生	保健福祉部長
10	8号委員 教育部長	はにゅう もとゆき 羽生 元幸	教育部長
11	9号委員 公立保育所を代表する者	ふるや ひろこ 古谷 浩子	天川保育所長
12	10号委員 市長が必要と認める者	みやた さちえ 宮田 幸江	土浦市公立保育所の 保護者代表

3 策定の経過

年月日	検討内容
令和2年 8月21日(金)	第1回土浦市公立保育所民間活力導入実施計画(後期計画)策定委員会【議事】 ・土浦市公立保育所民間活力導入実施計画(後期計画)について - これまでの経緯 - 計画策定にあたって(第1章) - 土浦市の保育所等の現状と課題(第2章) ・公立保育所民間活力導入に関する保護者アンケートについて
9月1日(火) ~14日(月)	公立保育所民間活力導入に関する保護者アンケートの実施
11月25日(水)	第2回土浦市公立保育所民間活力導入実施計画(後期計画)策定委員会【議事】 ・公立保育所民間活力導入に関する保護者アンケート結果等について ・土浦市公立保育所民間活力導入実施計画(後期計画)について - 民間活力導入の進捗・評価・課題の整理(第3章) - 公立保育所の役割・必要性の検討(第4章)
令和3年 1月25日(月)	第3回土浦市公立保育所民間活力導入実施計画(後期計画)策定委員会【議事】 ・土浦市公立保育所民間活力導入実施計画(後期計画)(素案)について ・パブリック・コメント実施について
2月5日(金)~ 18日(木)	パブリック・コメント実施 ・土浦市公立保育所民間活力導入実施計画(後期計画)(案)
3月24日(水)	第4回土浦市公立保育所民間活力導入実施計画(後期計画)策定委員会【議事】 ・パブリック・コメント実施の結果と公表について ・土浦市公立保育所民間活力導入実施計画(後期計画)(最終案)について
3月末	土浦市公立保育所民間活力導入実施計画(後期計画)の策定

(白紙ページです。)

公立保育所民間活力導入実施計画
－後期計画－

発行	令和3年3月
企画・編集	土浦市保健福祉部こども福祉課
住所	〒300-8686 茨城県土浦市大和町 9-1
電話番号	029-826-1111 (代表)

(白紙ページです。)

